

第2回 地方法人課税に関する検討会

議事次第

〔平成30年7月31日(火)
10:00～12:00
合同庁舎2号館7階 省議室〕

1 開会

2 議事

(1) 有識者プレゼンテーション

樋口 美雄 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
慶應義塾大学特任教授

「産業・雇用の面から見た地方創生の課題等」

(2) 偏在是正を巡る政府における議論等

(3) 地方三団体ヒアリング

全国知事会

全国市長会

全国町村会

3 閉会

配布資料

(資料1) 「産業・雇用の面から見た地方創生の課題等」

(樋口教授提出資料)

(資料2) 偏在是正を巡る政府における議論等

(資料3) 全国知事会ヒアリング説明資料 (石井委員提出資料)

(資料4) 全国市長会ヒアリング説明資料 (三木委員提出資料)

(資料5) 全国町村会ヒアリング説明資料 (汐見委員提出資料)

「産業・雇用の面から見た 地方創生の課題等」

独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長

慶應義塾大学特任教授

樋口美雄

ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

- 2017年度（総合戦略の中間年）のKPIの総点検を踏まえて、地方・東京圏の転出入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組む。



◎ 各基本目標等の主なKPI（2020年目標）の進捗状況

<基本目標①> 地方に「しごと」をつくる

- ・ 若者雇用創出数（地方）
: 5年間で30万人
➔ **18.4万人創出**（2016年度推計）
- ・ 女性（25～44歳）の就業率
: 77%
69.5%（2013年）
➔ **74.3%**（2017年）

<基本目標②> 地方への新しい「ひと」の 流れをつくる

- ・ 地方・東京圏の転出入均衡
- 東京圏への年間転入超過
10万人（2013年）
➔ **12万人**（2017年）

<基本目標③> 結婚・子育ての希望実現

- ・ 第1子出産前後の女性継続就業率
: 55%
38.0%（2010年）
➔ **53.1%**（2015年）
- ・ 週労働時間60時間以上の雇用者割合
: 5%に低減
8.8%（2013年）
➔ **7.7%**（2017年）

<基本目標④> 「まち」をつくる

- ・ 立地適正化計画作成市町村数
: 300都市（150都市から変更）
4都市（2016年9月末）
➔ **142都市**（2018年3月末）
- ・ 「小さな拠点」等の地域運営組織形成数
: 5千団体（3千団体から変更）
1,656団体（2014年）
➔ **4,177団体**（2017年）

地方創生の基本方針

1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ・地域中核企業支援等を通じた地域未来投資の促進
- ・観光地域づくり・ブランディング等の推進
- ・近未来技術等の実装

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・キラリと光る地方大学づくり等
- ・地方への企業の本社機能移転の促進
- ・政府関係機関の地方移転

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・「地域働き方改革会議」における「働き方改革」の実践等

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・エリアマネジメント等によるまちづくりの推進
- ・遊休資産等の活用を通じた「稼ぐ力」の向上
- ・小さな拠点及び地域運営組織の形成

2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行

(1) 若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化

- ・UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）
- ・地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）
- ・子供の農山漁村体験の充実

(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

(3) 地方における外国人材の活用

3. 人生100年時代の視点に立った地方創生

- ・「まなび」の充実・学び直しが新たな可能性を生む
- ・「稼ぐ力」を磨き上げ、経済的自立を目指す

4. 平成32年度以降の次期5か年の「総合戦略」に向けて

- ・第1期の総仕上げを目指すとともに、必要な調査・分析を行い、次期「総合戦略」の策定に取り組む

「地方創生版・三本の矢」

「自助の精神」をもって意欲的に取り組む地方公共団体を強力に支援

情報支援の矢

- ・地域経済分析システム (RESAS)

人材支援の矢

- ・地方創生カレッジ
- ・地方創生人材支援制度

財政支援の矢

- ・地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化 イメージ図

(注)各施策が主に対象とする年代の位置に整理



- (凡例)
- 基本目標① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 - 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
 - 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

わくわく地方生活実現政策パッケージ（案）

<現状>

- 若者を中心に、地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過
- 地方の若者は3割減少（15年間で△532万人）
- 15歳以上の就業者は、地方では大幅に減少（15年間で△228万人、東京圏は+160万人）

<ねらい>

- 東京一極集中の是正
- 地方の担い手不足への対処
- 「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」など、移住者等の多様な希望をかなえる

包括的かつ大胆な「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定・実行する

1. UIターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、東京圏から地方への移住者の経済負担を軽減

2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、新規に就業する女性・高齢者等に対して必要な支援

3. 地方における外国人材の活用

- ・在外の親日外国人材を、地方公共団体のニーズ（地方創生業務）とマッチングさせる仕組みの構築
- ・外国人留学修了者が円滑に就労しやすくするための、在留資格の更新手続きの簡素化等

4. 地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）

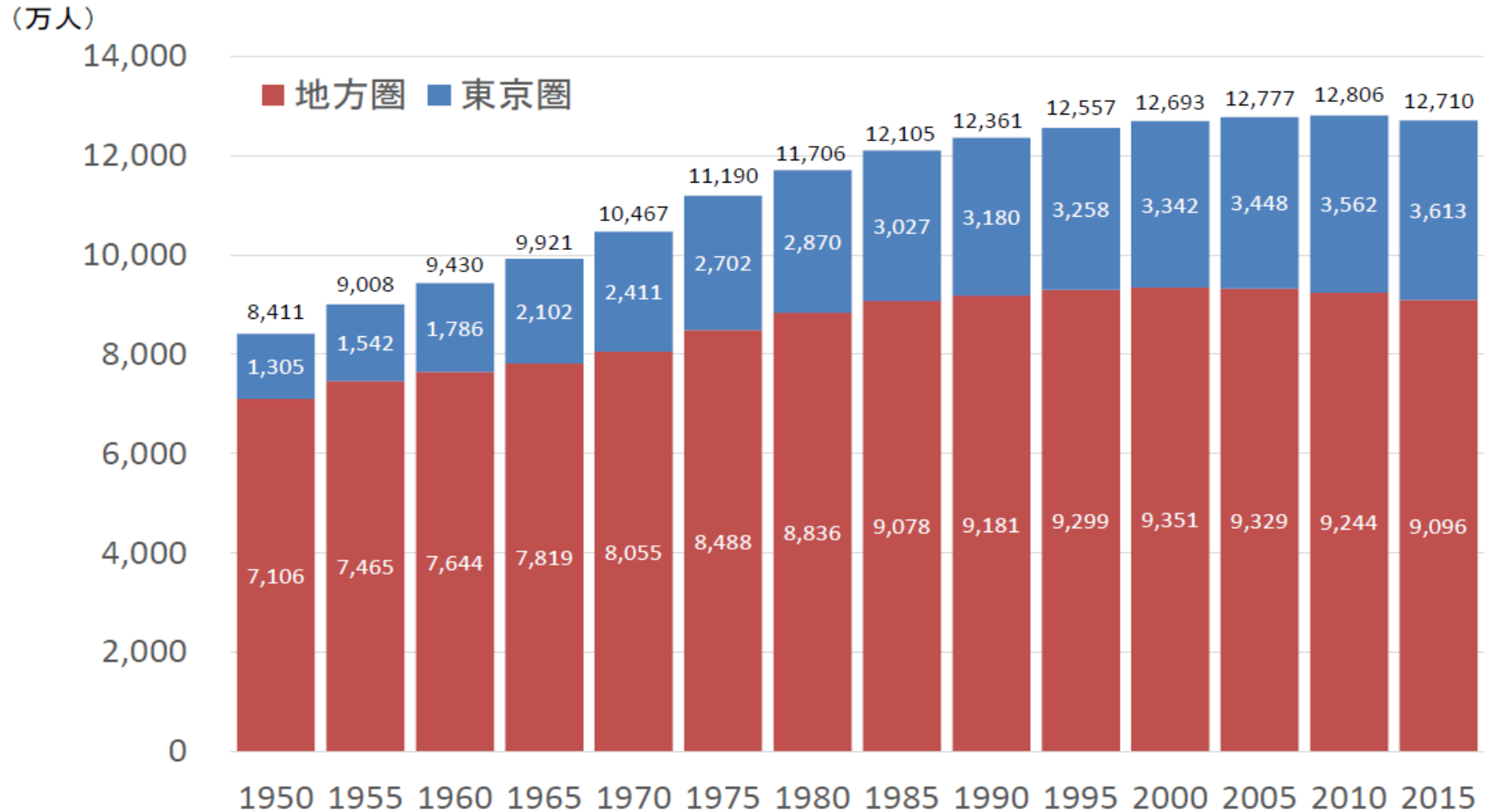
5. 子供の農山漁村体験の充実

6. 企業版ふるさと納税の活用促進

7. 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

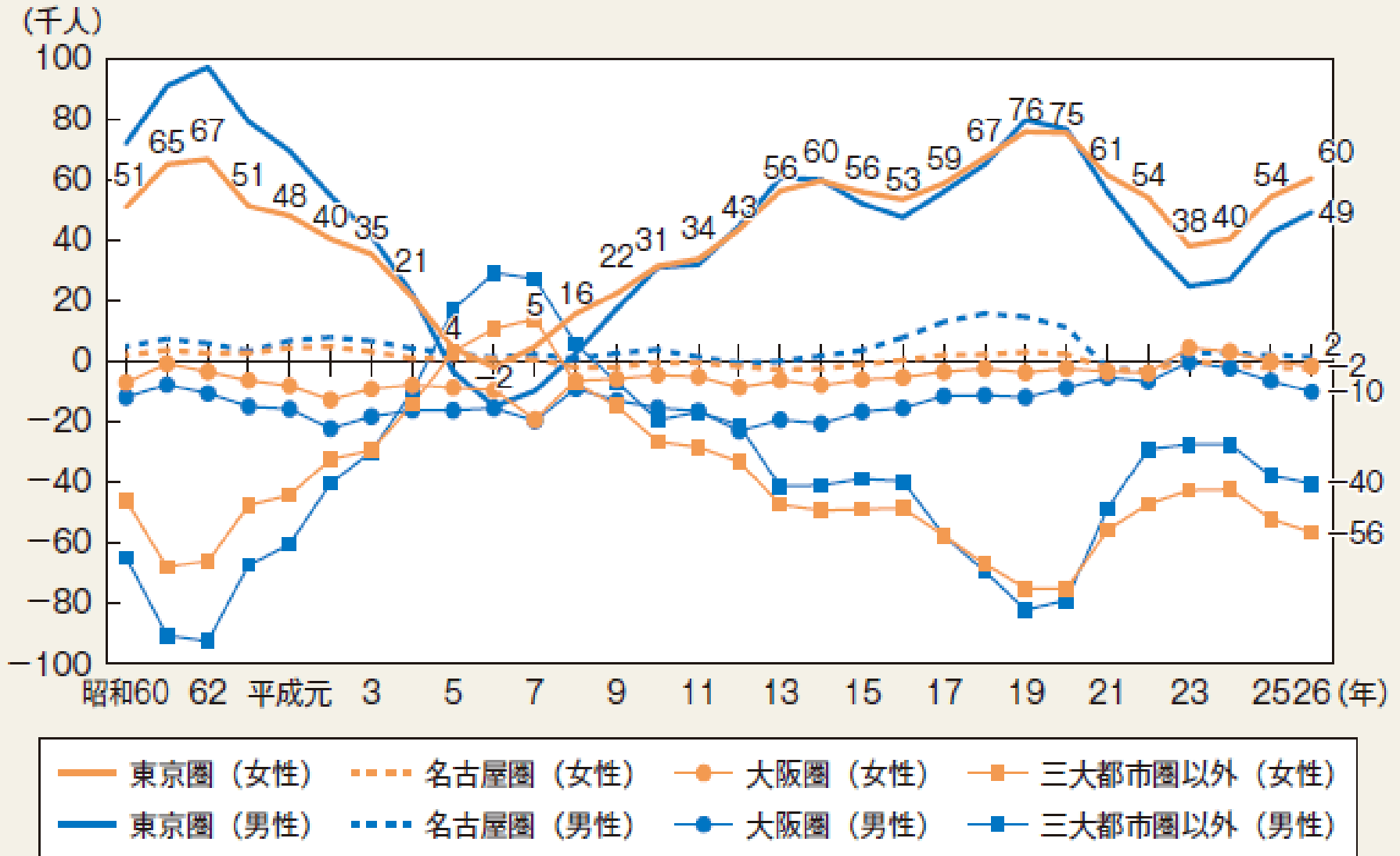
我が国の人口推移（地方圏・東京圏）

- 日本は、2008年をピークに人口減少時代に入っている。
- 地方圏の人口は2000年以降減少傾向にあるが、東京圏の人口は増加傾向となっている。



出典：総務省「国勢調査」よりまち・ひと・しごと創生本部事務局にて作成

圏域別の転入超過数の推移(男女別、昭和60~平成26年)



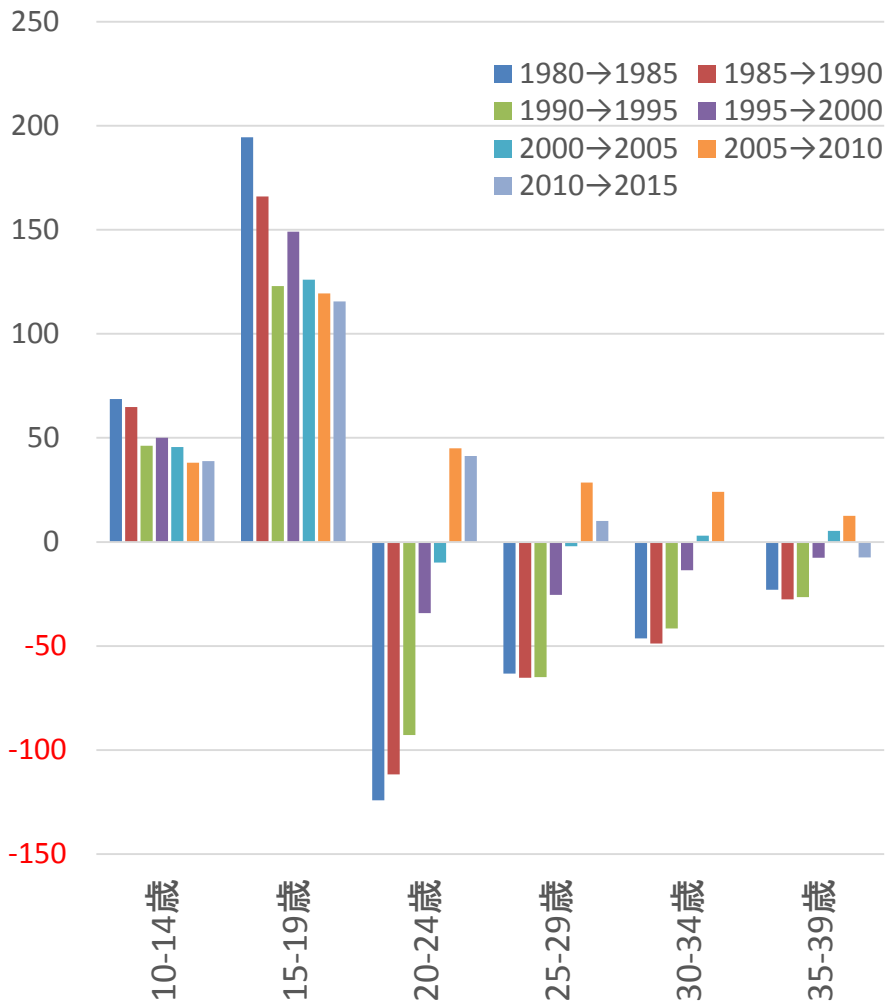
出所 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より内閣官房まちひとしごと創成本部事務局作成。

注： 1. 日本人移動者の値。2. 圏域の分類は次の通り 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
名古屋圏：埼玉県、愛知県、三重県 三大都市圏以外：東京圏、名古屋圏及び大阪圏に含まれない道県

東京都の年齢階級別人口増減 (コーホートによる比較)

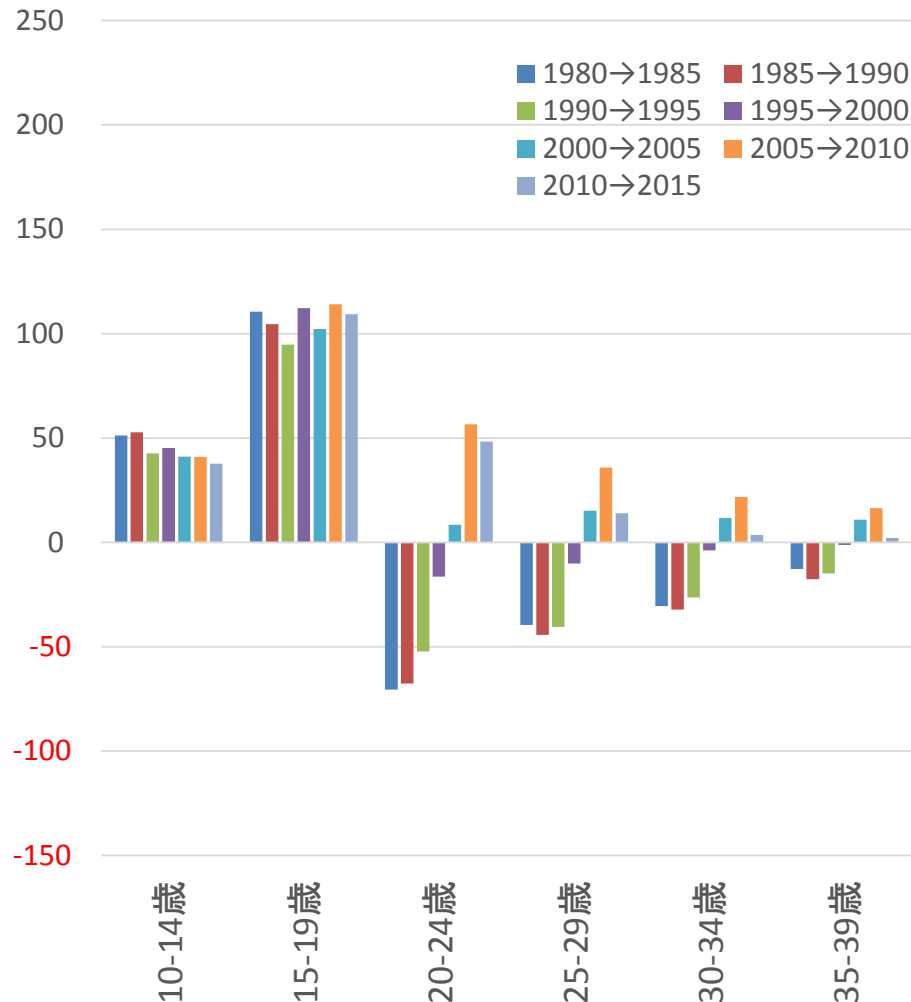
(単位:千人)

男性



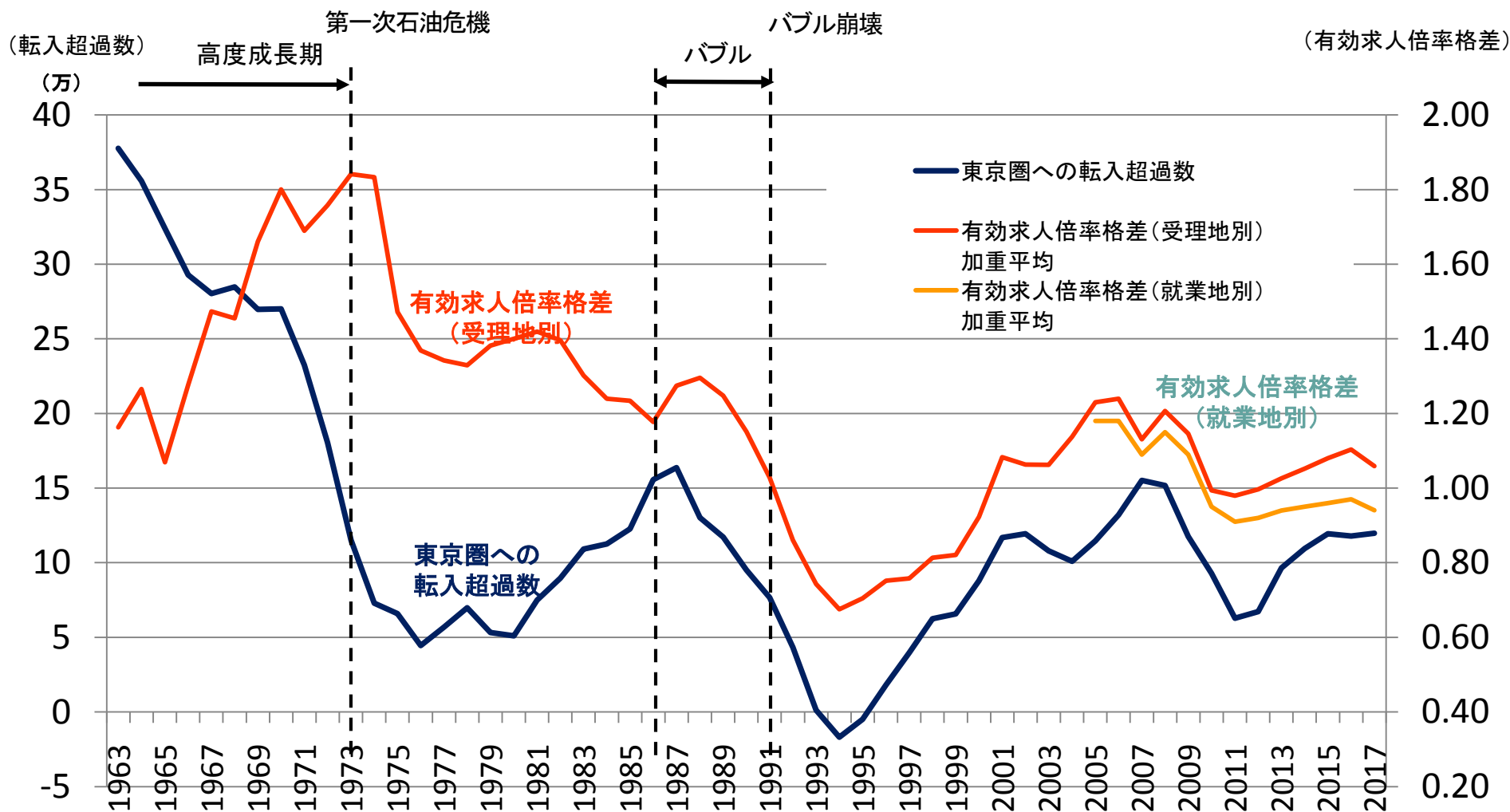
(単位:千人)

女性



東京圏への人口移動（転入超過数）と有効求人倍率格差の推移

○ 1980年代後半以降、東京圏への転入超過数と東京圏の相対的な雇用環境の改善には一定の関係がうかがわれる。



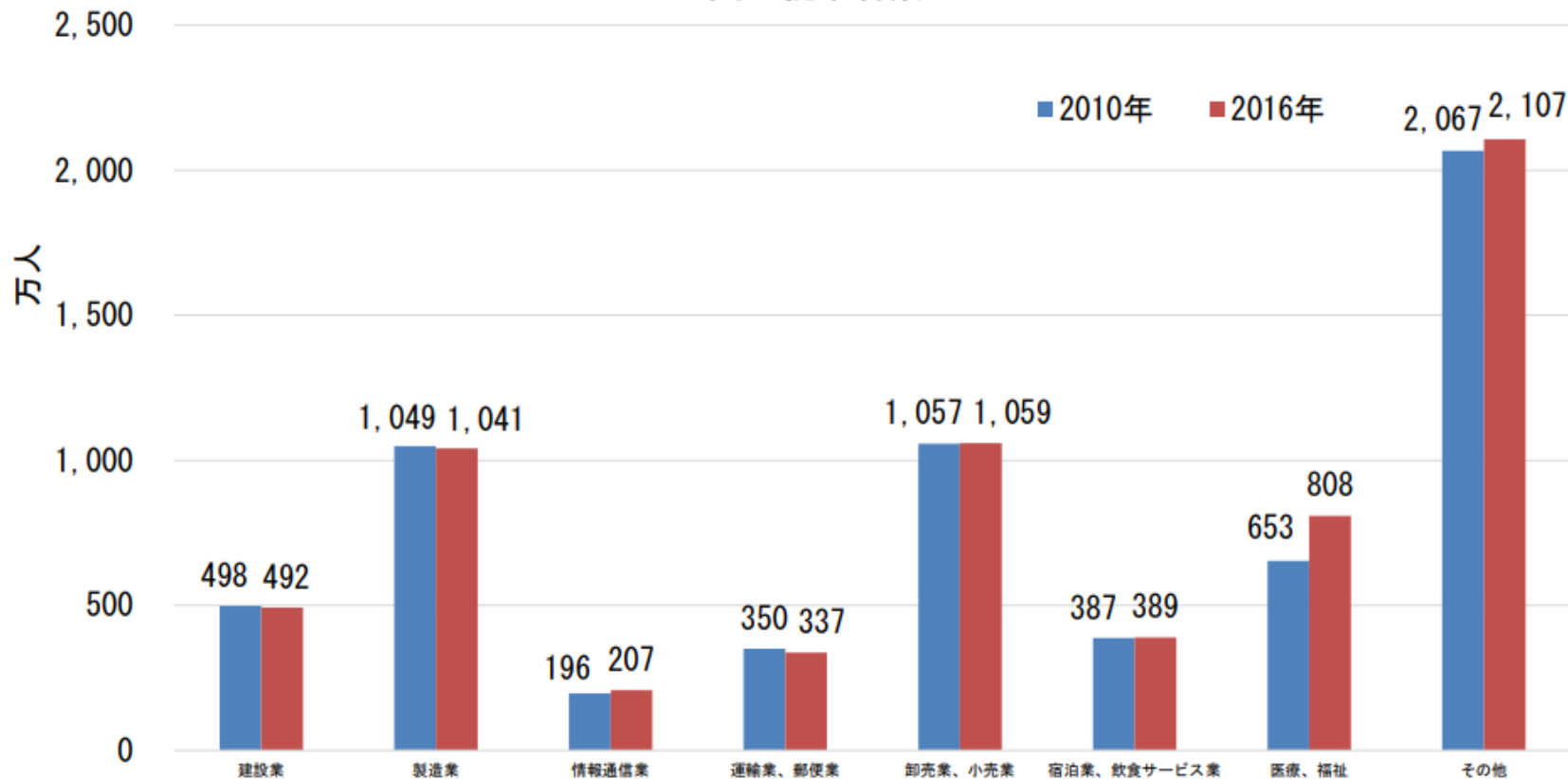
出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」における各年の数値、厚生労働省「職業安定業務統計」における各年度の数値を元に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局作成。

(注)ここでいう「有効求人倍率格差」とは、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の各都県における有効求人数合計を有効求職者数合計で割った有効求人倍率(加重平均)を、東京圏以外の地域の各道府県における有効求人数合計を有効求職者数合計で割った有効求人倍率(加重平均)で割ったもの。

全国の産業別就業者数（2010/2016年）

- 今日の就業者数について、2010年は6,257万人、2016年は6,440万人で183万人増加している。
- 産業別でみると、「医療、福祉」の増加が目立つ。

全国の就業者数

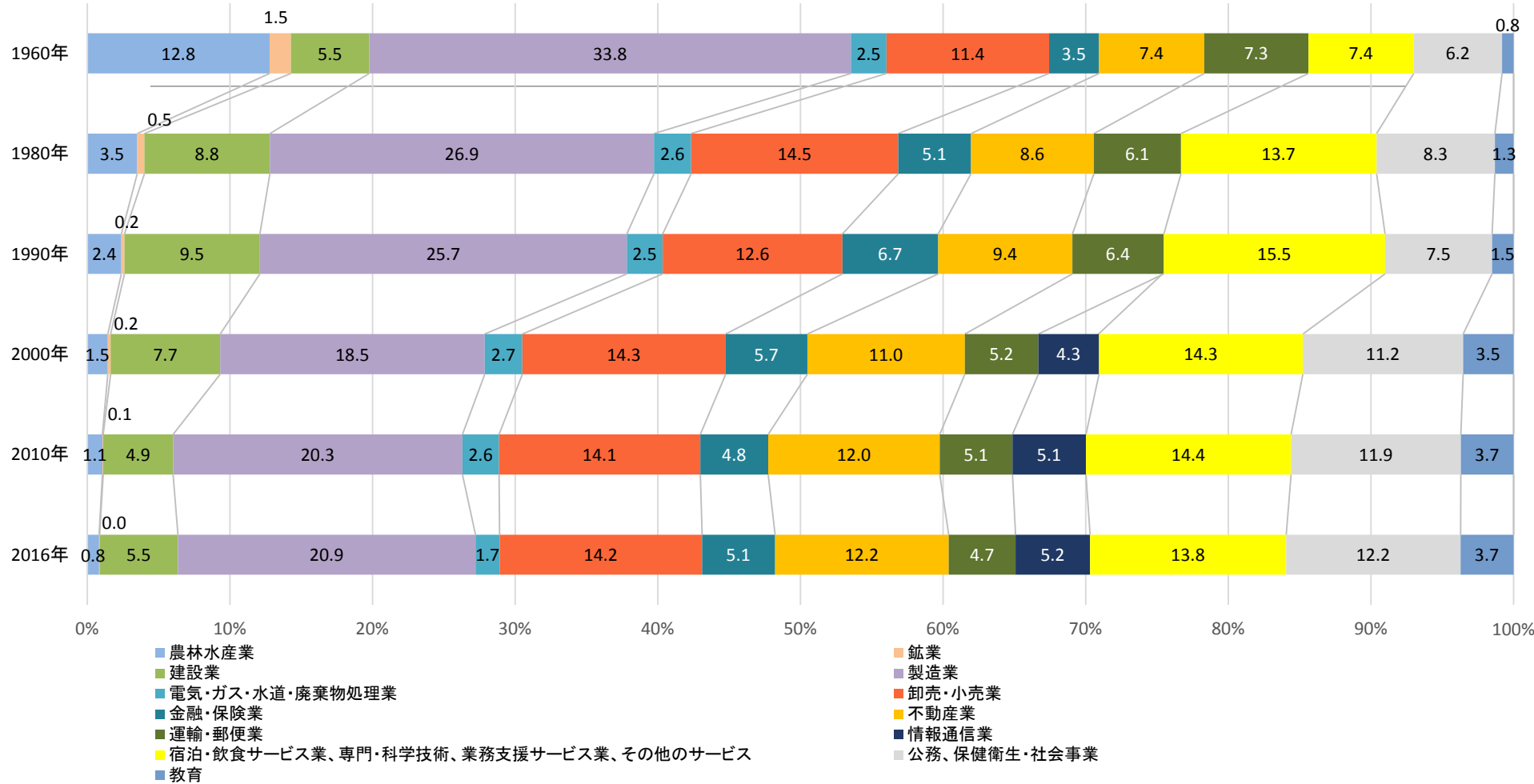


出所：「労働力調査 基本集計」（総務省統計局） 単位：万人
※ 2010年については、2010年国勢調査の確定人口による遡及補正前の数値。
※ 四捨五入によって数値が変動することもあり得る。

国内総生産の産業別構成比の推移

○ サービス産業化が進展するなど産業構造が変化

産業別構成比の推移(全国)



(出典)内閣府「国民経済計算」より総務省作成

(注)1. 1960年は68SNA(昭和55年基準)、1980、1990年は93SNA(平成12年基準)、2000年、2010年、2016年は2008SNA(平成23年基準)における暦年値

2. 基準の改定に伴い経済活動別分類の変更が行われている(特に2008SNAにおいてサービス業が細分化されている)

93SNA→2008SNA:「運輸・通信業」→「運輸・郵便業」、「情報通信業」 「卸売・小売業」→「卸売・小売業」、「宿泊・飲食サービス業」

「サービス業」→「宿泊・飲食サービス業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」等

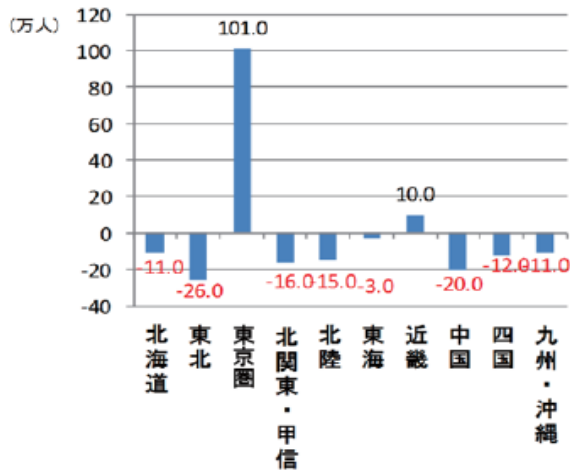
従って単純な比較はできないものの、2008SNAのグラフ作成においては「宿泊・飲食サービス業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「その他のサービス」を一つの分類としている。(ただし、「教育」、「保健衛生・社会事業」は除く。)

3. 「不動産業」には、持ち家の帰属家賃が含まれている。

地域ごとの就業や所得の状況

□ 東京等の大都市への人口の流入と地方での人口減少は、産業・雇用や所得の大きな格差が背景にある。

①過去10年間で就業者数の増減
(2003年→2013年の増減数)

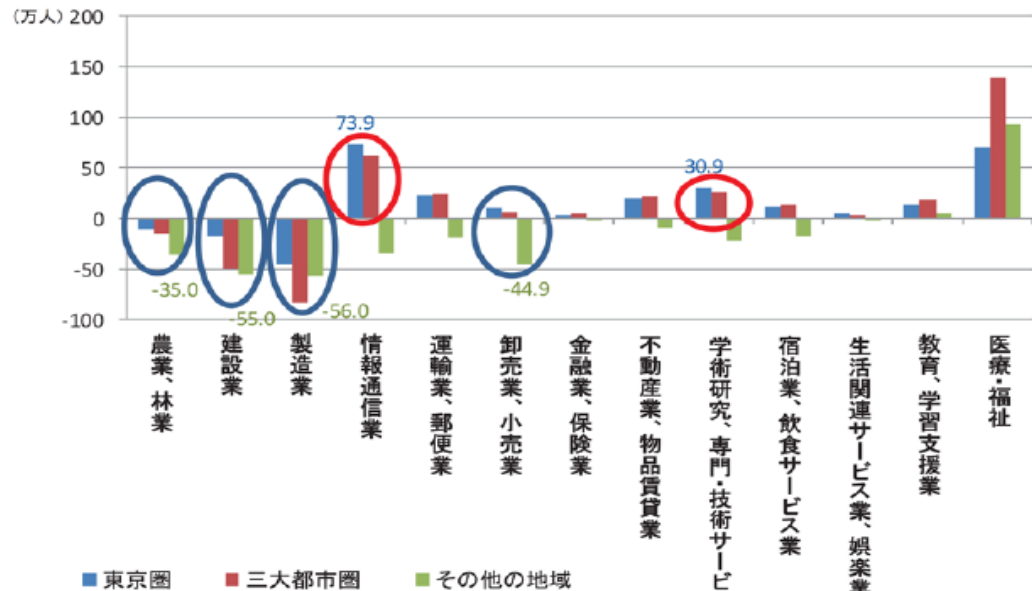


②1人当たり県民所得 東京都と下位5県の比率
(東京都÷下位5県の平均)

H13		H21
2.19	→	2.04

③過去10年間で産業別・地域別 就業者数の増減
(2003年→2013年の増減数)

農業、建設業、製造業等の就業者数が全国的に減少している一方、東京圏等における情報通信業や専門・技術サービス業等の就業者数は増加。また、医療・福祉就業者数が全国的に増加。



(備考) 「選択する未来」委員会第1回地域の未来ワーキング・グループ資料を再掲。

①③総務省統計局「労働力調査(基本集計)」2003年、2013年データより作成

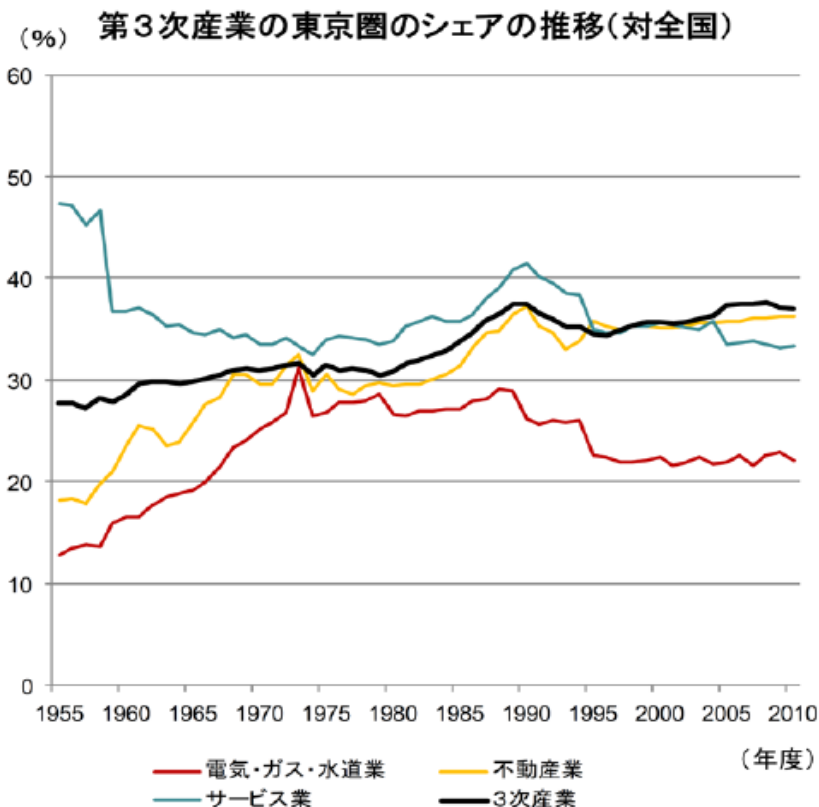
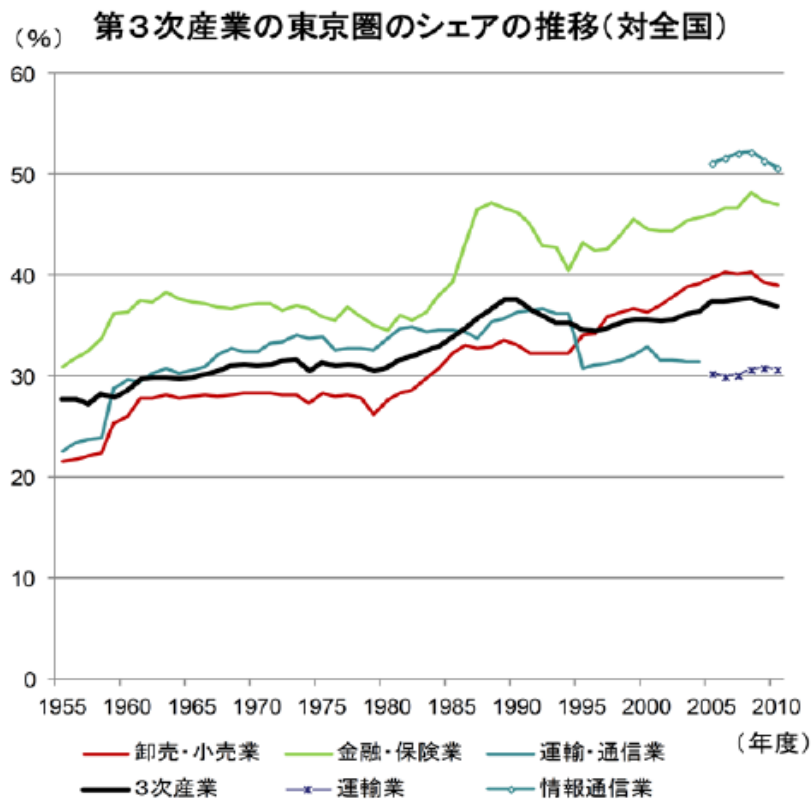
(③の2003年データについては、2013年の産業分類と整合を取るため、労働力調査を元に内閣府にて推計した値を一部使用)

②内閣府「県民経済計算(平成13年度-平成22年度)」より作成

東京圏は東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県。

東京圏に集中する第3次産業

- 東京圏では、第3次産業の中でも、情報通信業、金融・保険業の集中が顕著である。
- 1980年以降、卸売・小売業のシェアの上昇がみられる。



(備考) 内閣府「県民経済計算」より作成。

(注) 1955～1974年は68SNA(昭和55年基準)、1975～94年は68SNA(平成2年基準)、1995～2000年は93SNA(平成7年基準)、2001～2010年は93SNA(平成17年基準)による暦年値を使用。

産業構造・経済のグローバル化が地域雇用に与える影響

(1) 産業構造の転換

農林水産業； 相対的に地方が有利

製造業； 消費地と生産地が分離可能

サービス・小売業； 生産と消費の同時性

➡集積のメリット ➡人口集中地域での立地が重要

ネットを使った業種がどこまで地方の雇用を創り出すか

(2) グローバル化の進展

大規模生産工場の海外移転

(3) 財政支出の削減

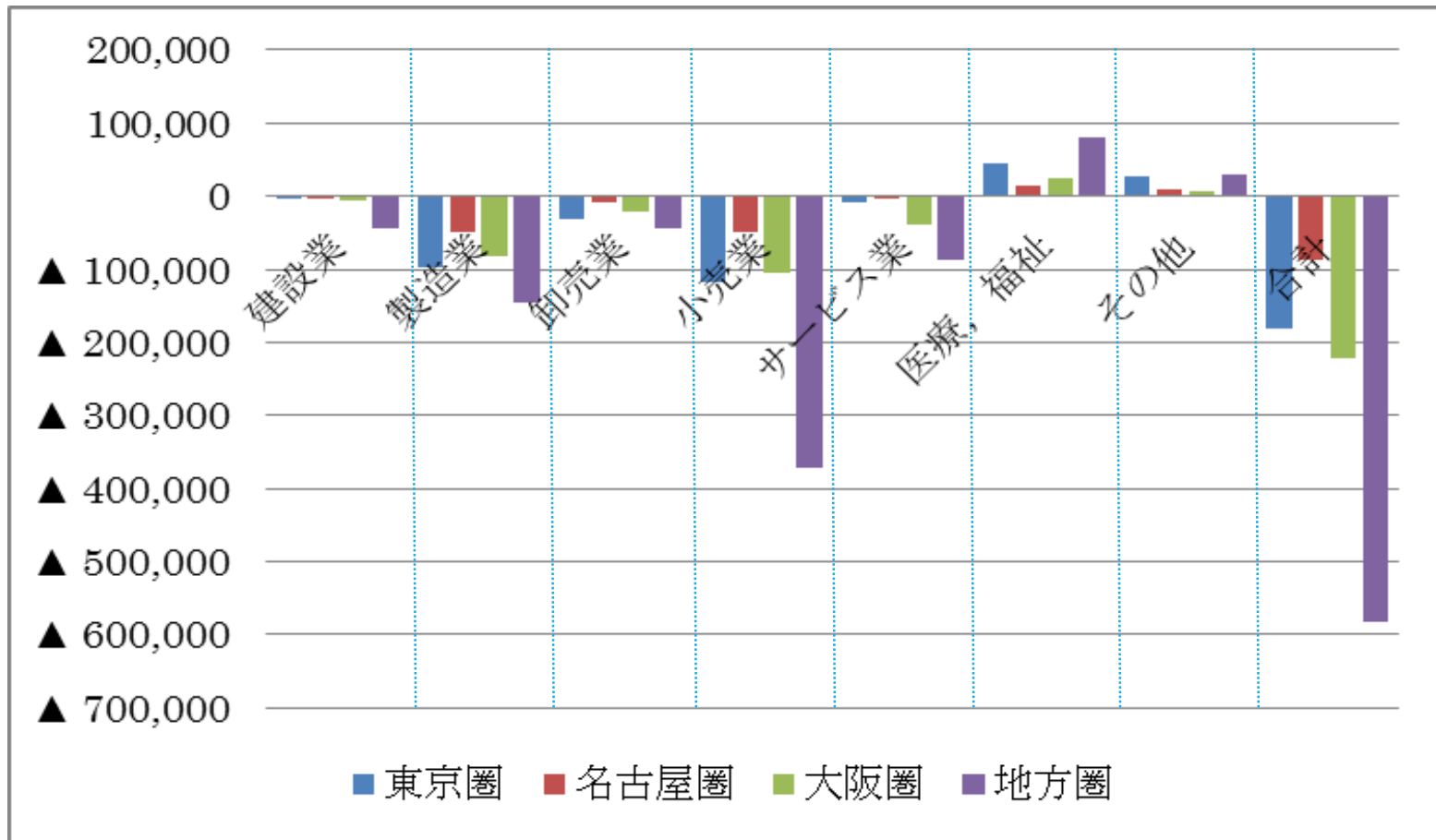
公共事業費の削減

社会保障給付の削減；

高齢人口の減少 ➡ 医療・福祉による雇用創出の限界

公務員・関連団体の縮小

都市圏別事業所数の増減(1986年から2012年)



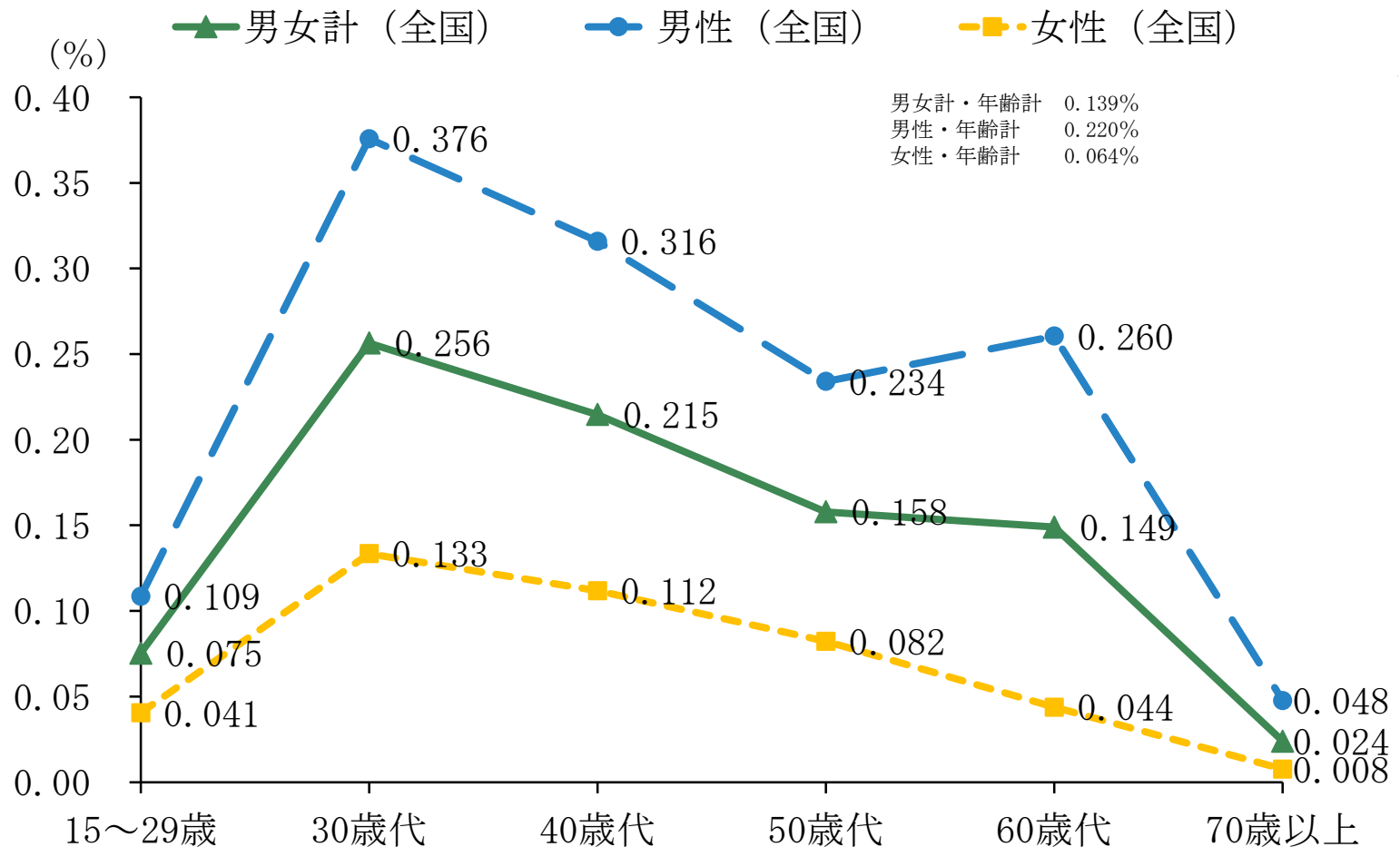
出所: 村上義昭、児玉直美、樋口美雄「地域別企業数の将来推計」『フィナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所、平成29年第2号(通巻第131号)、2017年6月

総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」再編加工

注: 産業分類は、2002年3月改訂のものに従っている。1986年と2012年の産業分類については、産業分類を小分類レベルで共通分類にくり直した。また、サービス業には、「飲食店、宿泊業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業(郵便局は除く)」、「サービス業(他に分類されないもの)」が含まれている。

2, 東京圏: 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、名古屋圏: 岐阜県・愛知県・三重県、大阪圏: 京都府・大阪府・兵庫県・奈良県、地方圏: 東京圏・名古屋圏・大阪圏以外

年齢別創業者比率（全国、男女計）



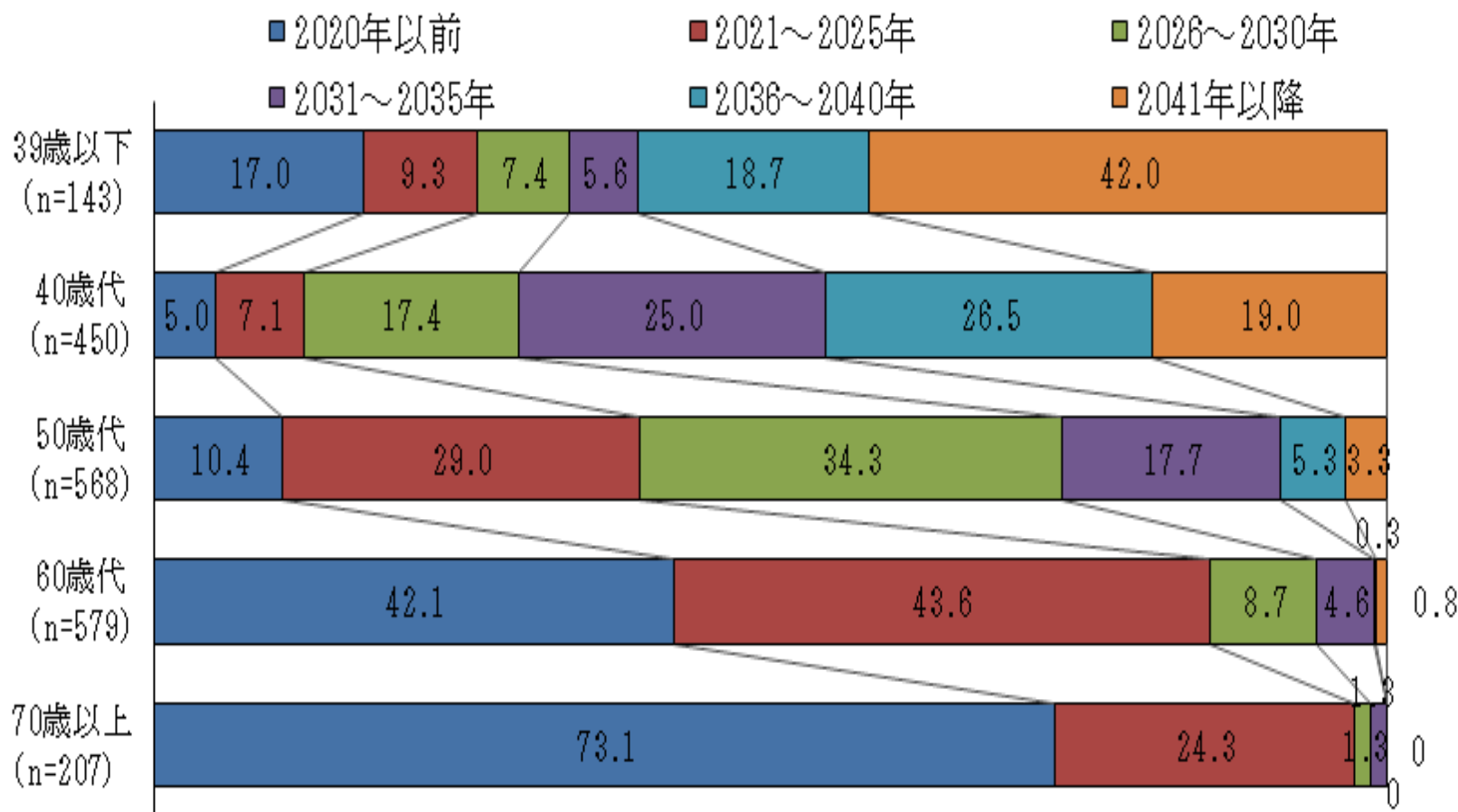
出所：村上義昭、児玉直美、樋口美雄「地域別企業数の将来推計」『フィナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所、平成29年第2号（通巻第131号）、2017年6月

総務省「就業構造基本調査」（2012年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」

注：「創業者比率」とは人口に対する1年あたりの起業家数の比率である。

廃業予定年の構成比(経営者の年齢別)

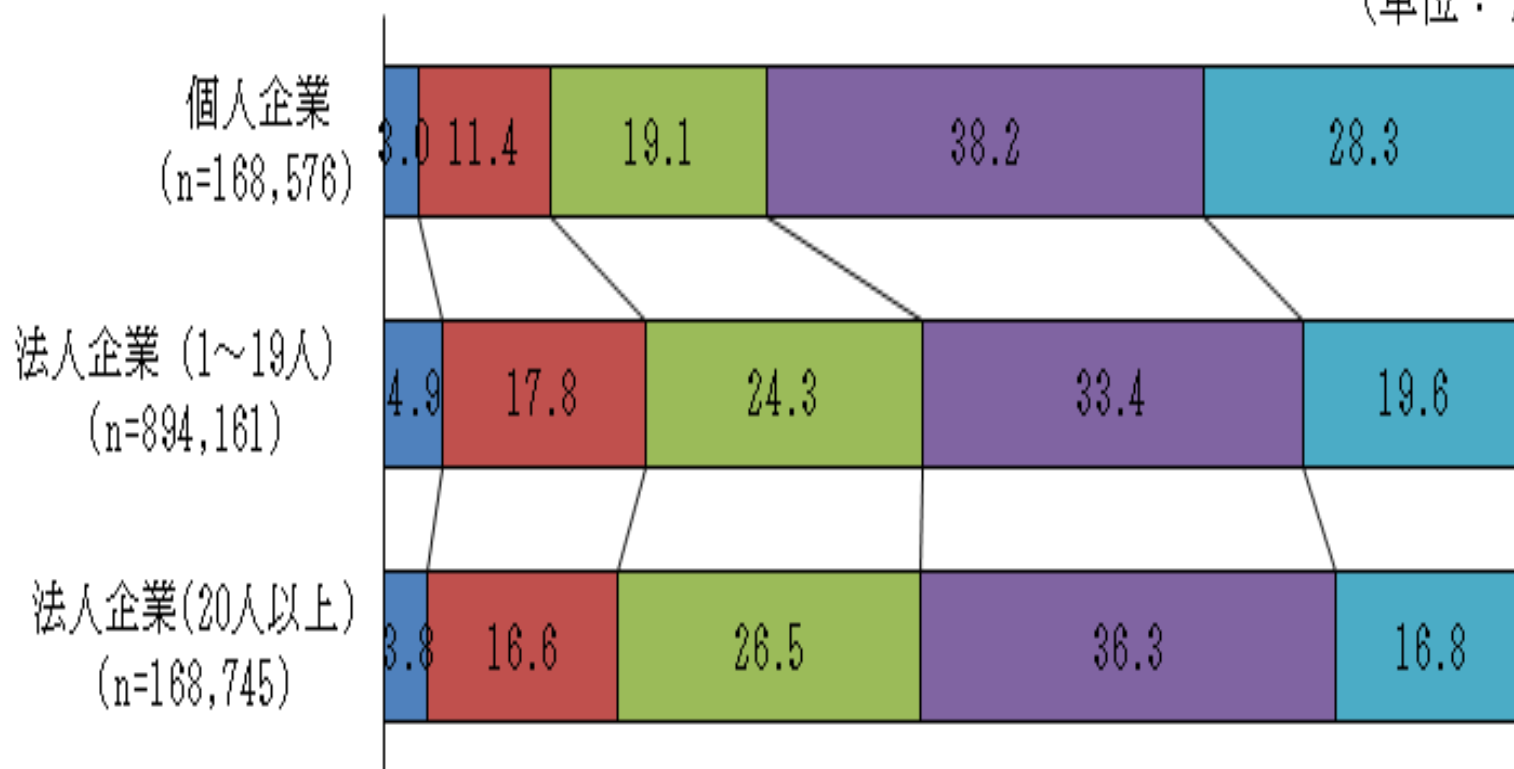
(単位：%)



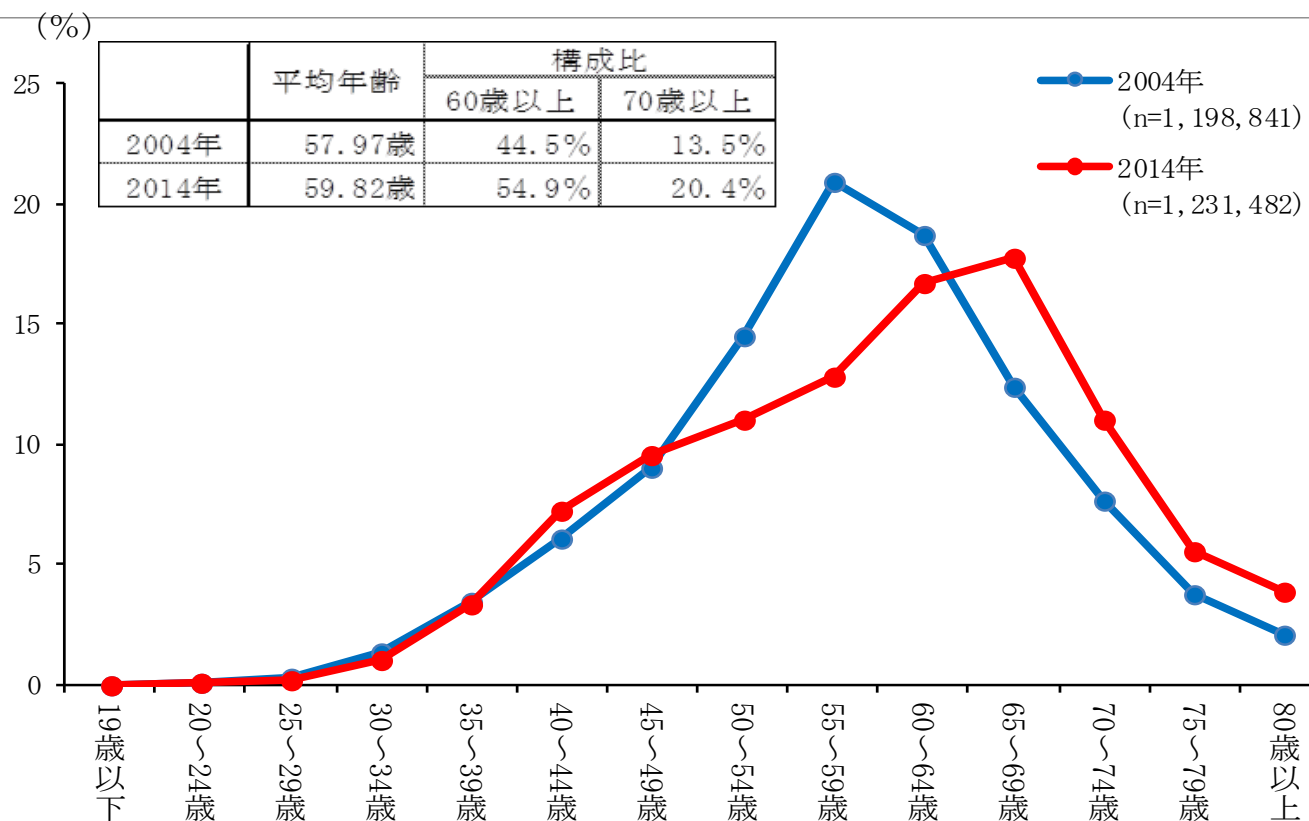
経営者の年齢構成

■39歳以下 ■40歳代 ■50歳代 ■60歳代 ■70歳以上

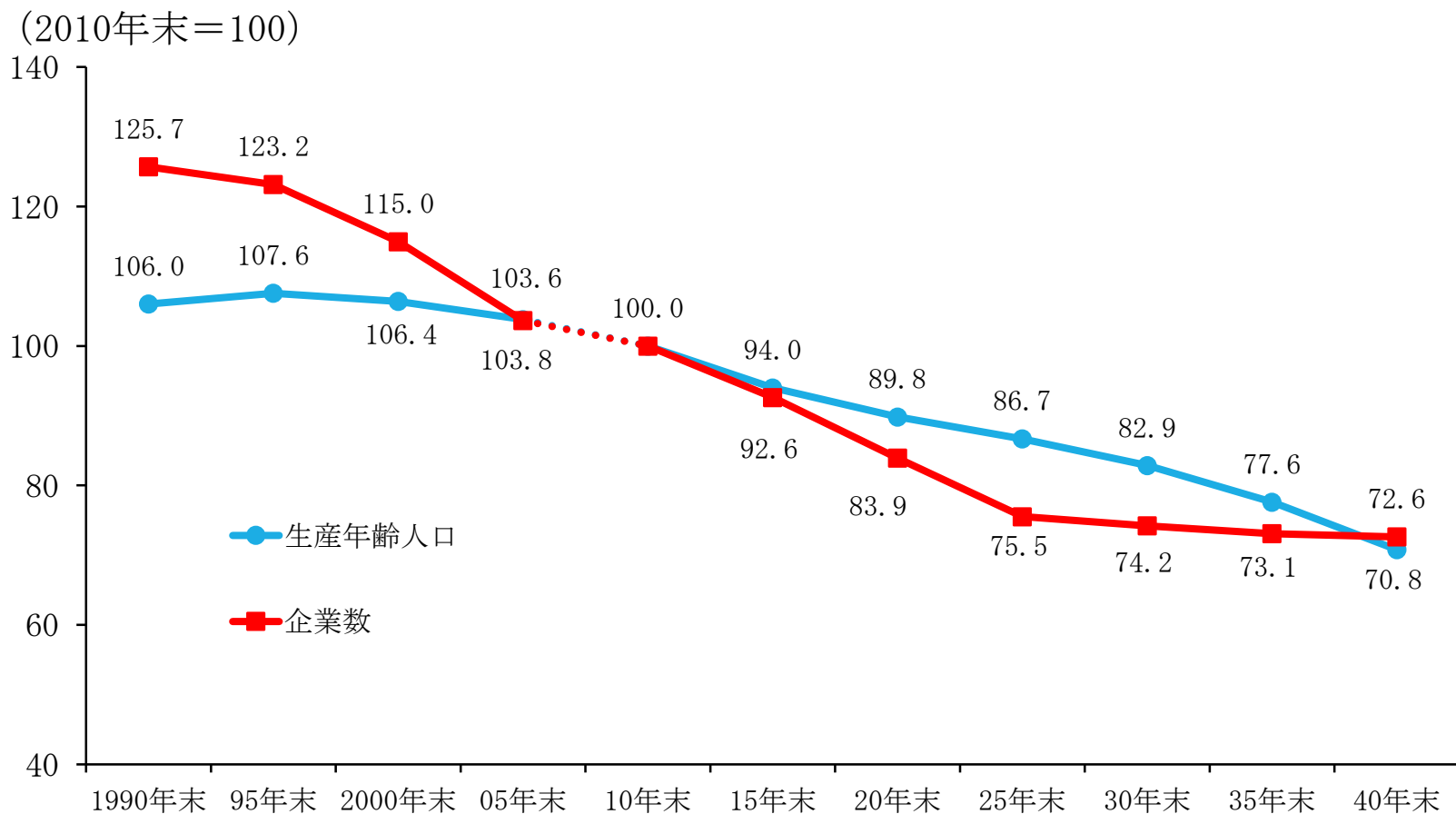
(単位：%)



経営者の年齢構成の推移

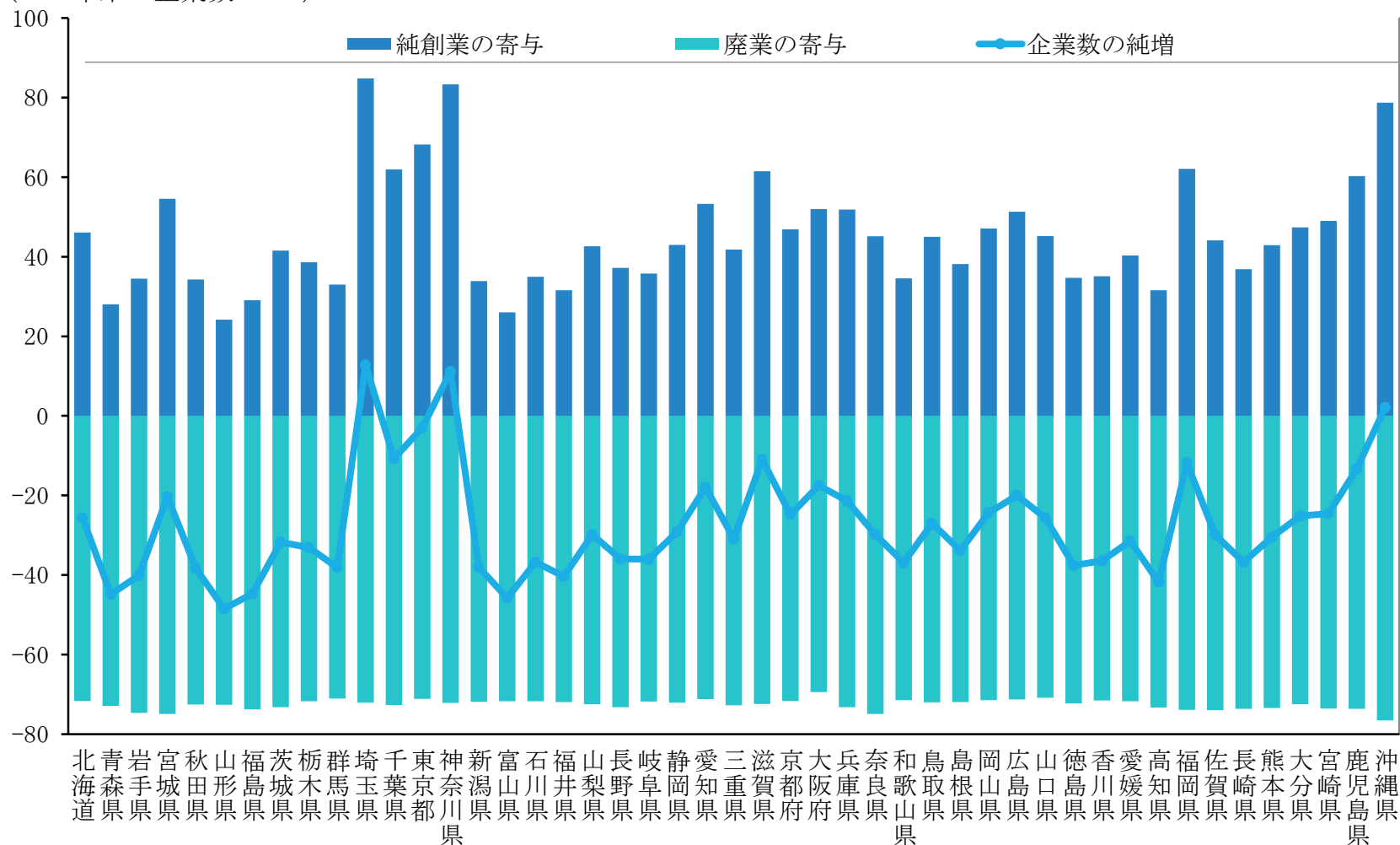


企業数と生産年齢人口の推移 (2010年=100)



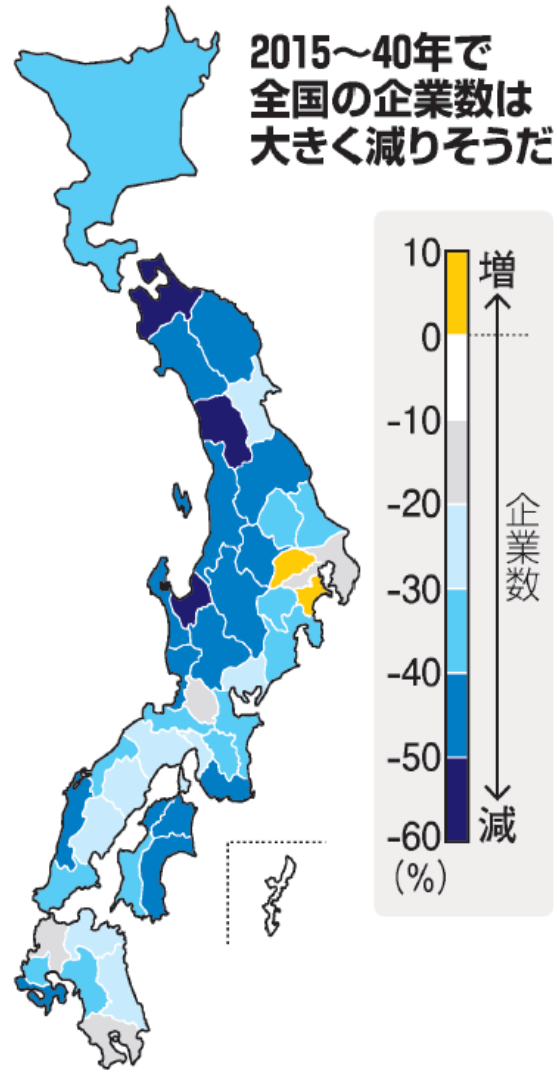
企業数の変化(15年末→40年末)とその内訳

(2010年末の企業数=100)



出所: 村上義昭、児玉直美、樋口美雄「地域別企業数の将来推計」『フィナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所、平成29年第2号(通巻第131号)、2017年6月

企業数の変化(15年末→40年末)とその内訳



（平成30年6月15日閣議決定）

IV. 地方創生に向けた多様な支援（地方創生版・三本の矢）

「わくわく地方生活実現政策パッケージ」をはじめ、地方創生の取組を推進するに当たっては、以下のとおり、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で地方公共団体を強力に支援する。

3. 財政支援（抄）

都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方において、いきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

ご静聴 ありがとうございます

偏在是正を巡る政府における議論等

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

平成30年度税制改正大綱(抜粋)

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

(平成30年6月15日閣議決定)

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(基本的な考え方) (抄)

今後の社会保障関係費の増加圧力の拡大、地域コミュニティや社会ネットワーク、福祉・教育・人づくり等に係る新たなサービス需要の増加、地域間の税源偏在といった課題に対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度が高く、行財政運営できるよう、地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。

(持続的な地方行財政制度の構築) (抄)

地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

まち・ひと・しごと創生基本方針2018(抜粋)

(平成30年6月15日閣議決定)

IV. 地方創生に向けた多様な支援(地方創生版・三本の矢)

「わくわく地方生活実現政策パッケージ」をはじめ、地方創生の取組を推進するに当たっては、以下のとおり、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で地方公共団体を強力に支援する。

3. 財政支援(抄)

都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方において、いきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

關 連 參 考 資 料

〈落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現に向けて—個性と活力ある地域経済と持続可能な財政—〉

2. 地方行財政改革の推進②

(4) 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

地方税源の偏在是正に向けた取組

- 近年、経済再生への取組により地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向。
人口一人当たりの地方税収の格差(※)：地方税全体 2.4倍 地方法人二税 6.1倍
(※)平成28年度決算額。人口一人当たりの税収額に係る最大の都道府県と最小の都道府県の倍率。
- 地方創生の推進と一億総活躍社会の実現に向け、税源の豊かな地方団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、共に持続可能な形で発展をしていくため、新たに抜本的な取組が必要。
- **地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。**

地方行財政改革の推進に向けて

伊 藤 元 重
榊 原 定 征
高 橋 剛 進
新 浪 史

2. 地方行財政分野における重点課題

(1) 持続可能な地方行財政制度の構築に向けて

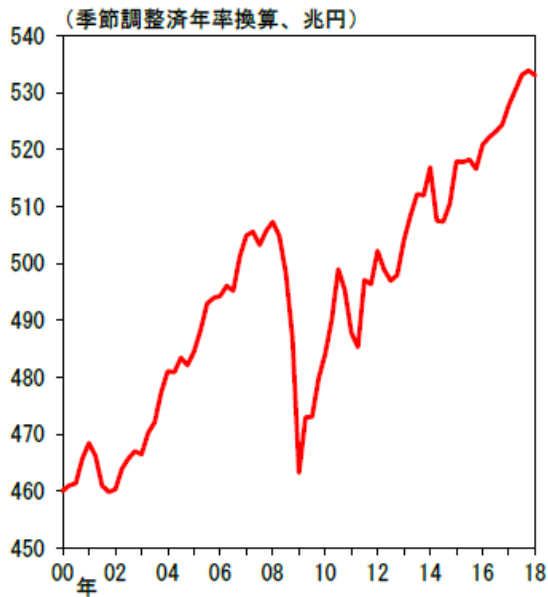
- 地方税収の増加に伴って地域間の財政力格差は拡大していくと見込まれる。消費税率を10%に引き上げる際を含め、税源偏在の是正を推進すべき。

経済成長の動向

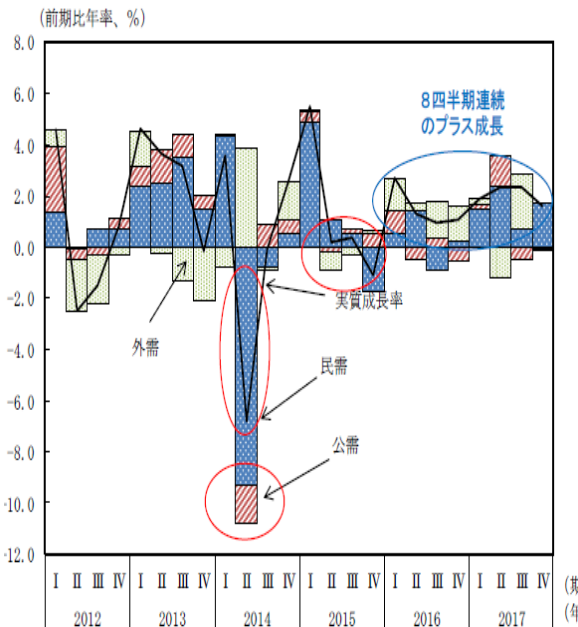
「経済・財政一体改革の中間評価（参考資料）」（平成30年3月 経済・財政一体改革推進委員会）等より抜粋

- 実質GDPは28年ぶりの8四半期連続の前期比プラス成長。
- 2017年10-12月期の名目GDPは過去最高の551兆円となり、安倍内閣前の2012年10-12月期に比べ58兆円の増加。中長期試算では、いずれのケースでも2021年度に名目GDP600兆円が実現する姿。

○実質GDP

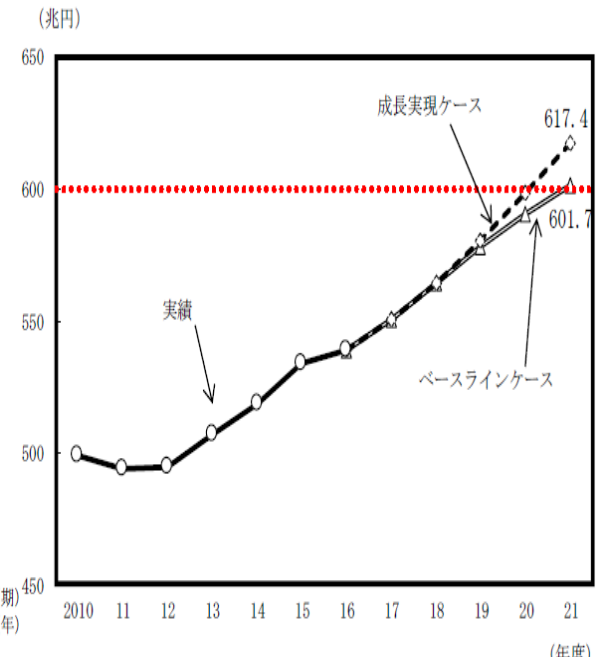


○実質成長率と寄与度



(備考)内閣府「国民経済計算」により作成。

○名目GDPの動向



(備考)内閣府「国民経済計算」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成30年1月23日）により作成。
2017年度以降は試算値。

企業収益の改善と税収の動向

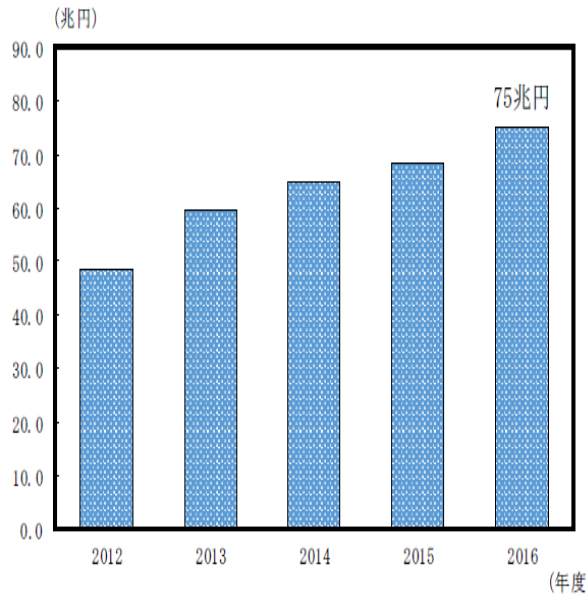
「経済・財政一体改革の中間評価（参考資料）」（平成30年3月 経済・財政一体改革推進委員会）等より抜粋

- 企業収益は過去最高（75兆円）へと改善。
- 2012年度から2018年度にかけて、国の税収は39.5%、地方の税収は19.4%の増加。

○企業収益と設備投資

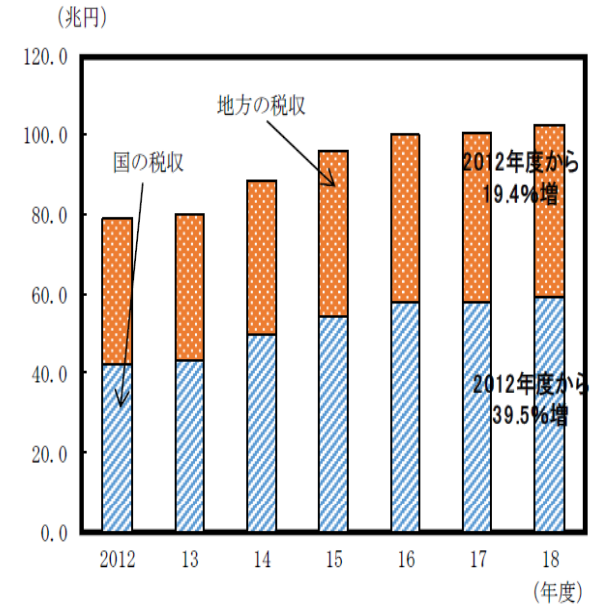


○企業収益(経常利益)



(備考)財務省「法人企業統計年報」により作成。全規模、全産業(金融保険業を除く)。

○国及び地方の税収の動向
(当初予算ベース)



(備考)

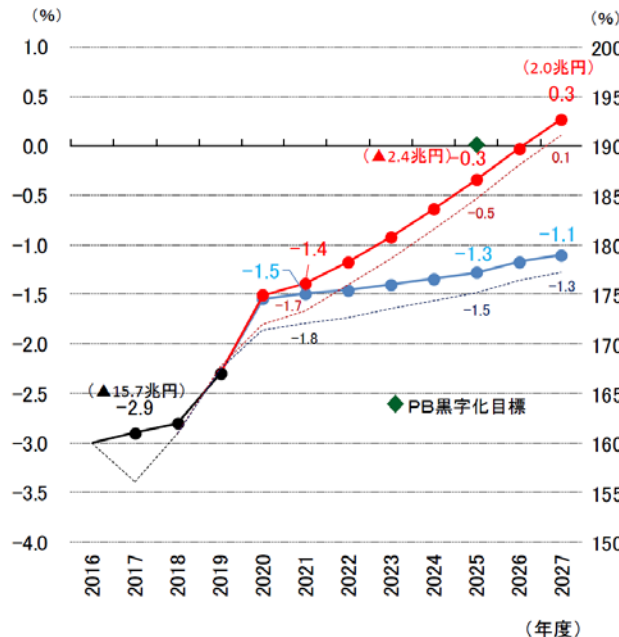
- 各年度予算書等により作成。
- 国は一般会計、地方は地方税、地方譲与税、超過課税・法定外税、地方法人税の合計

中長期の財政に関する試算

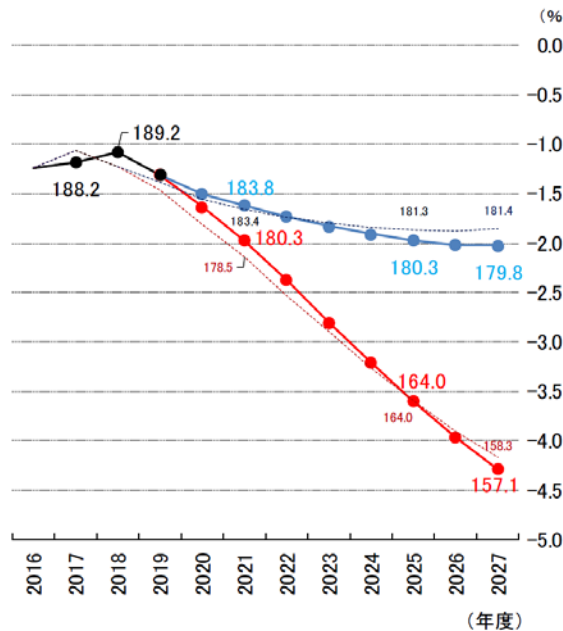
平成30年第11回経済財政諮問会議資料より抜粋

- 基礎的財政収支(以下「PB」という。)赤字は、2019年度予算に歳出改革を一部反映したことから、成長実現ケースにおいて、2025年度は0.3%(2.4兆円)まで改善。その場合でも、黒字化の時期は2027年度と前回試算と同じ。
- 公債等残高対GDP比は、成長実現ケースでは、今後、低下が見込まれる(注)。一方で、ベースラインケースでは2020年代半ば以降、下げ止まる。
- 財政収支赤字対GDP比については、成長実現ケースにおいて、当面はPBの改善と低金利の効果により改善するものの、金利の上昇により、徐々に改善ペースは緩やかになっていく。

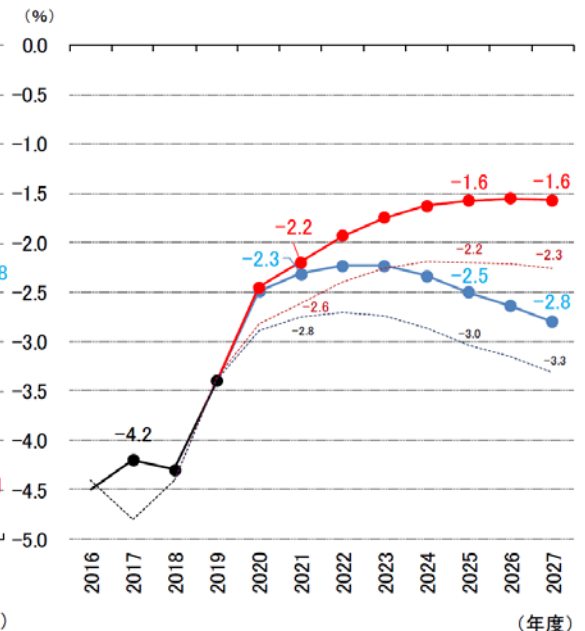
○国・地方のPB対GDP比



○国・地方の公債等残高対GDP比



○国・地方の財政収支対GDP比



● 成長実現ケース(今回) ● 成長実現ケース(前回) ● ベースラインケース(今回) ● ベースラインケース(前回)

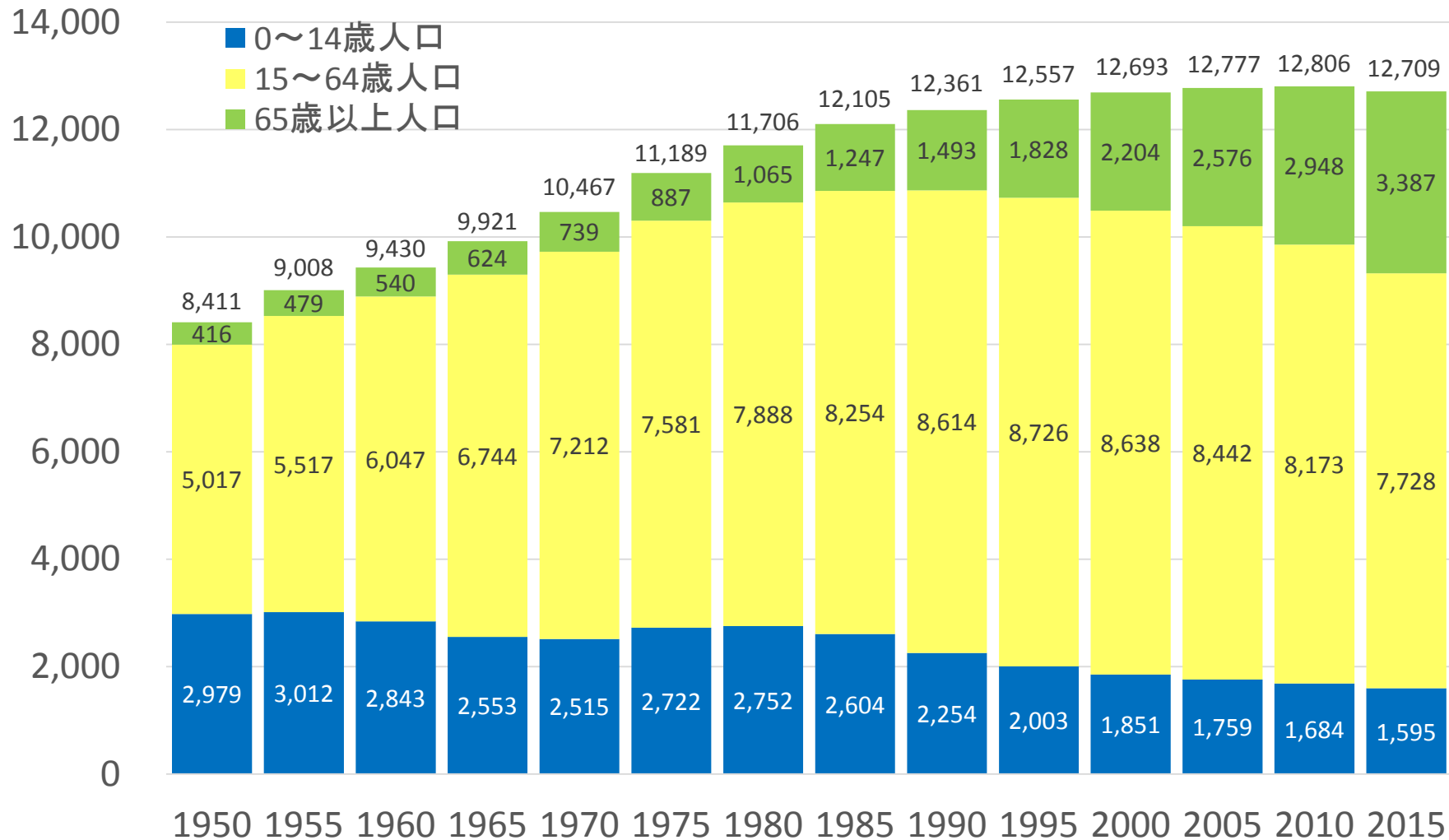
(注)なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

我が国の人口推移（年齢別）

平成30年2月14日 第1回「わくわく地方生活実現会議」（内閣官房）資料より抜粋

- 日本は、1995年以降生産年齢人口が減少傾向にあり、総人口についても2008年をピークに人口減少時代に入っている。
- 一方、65歳以上人口は増加傾向にあり、総人口に占める割合は2015年で約27%となっている。

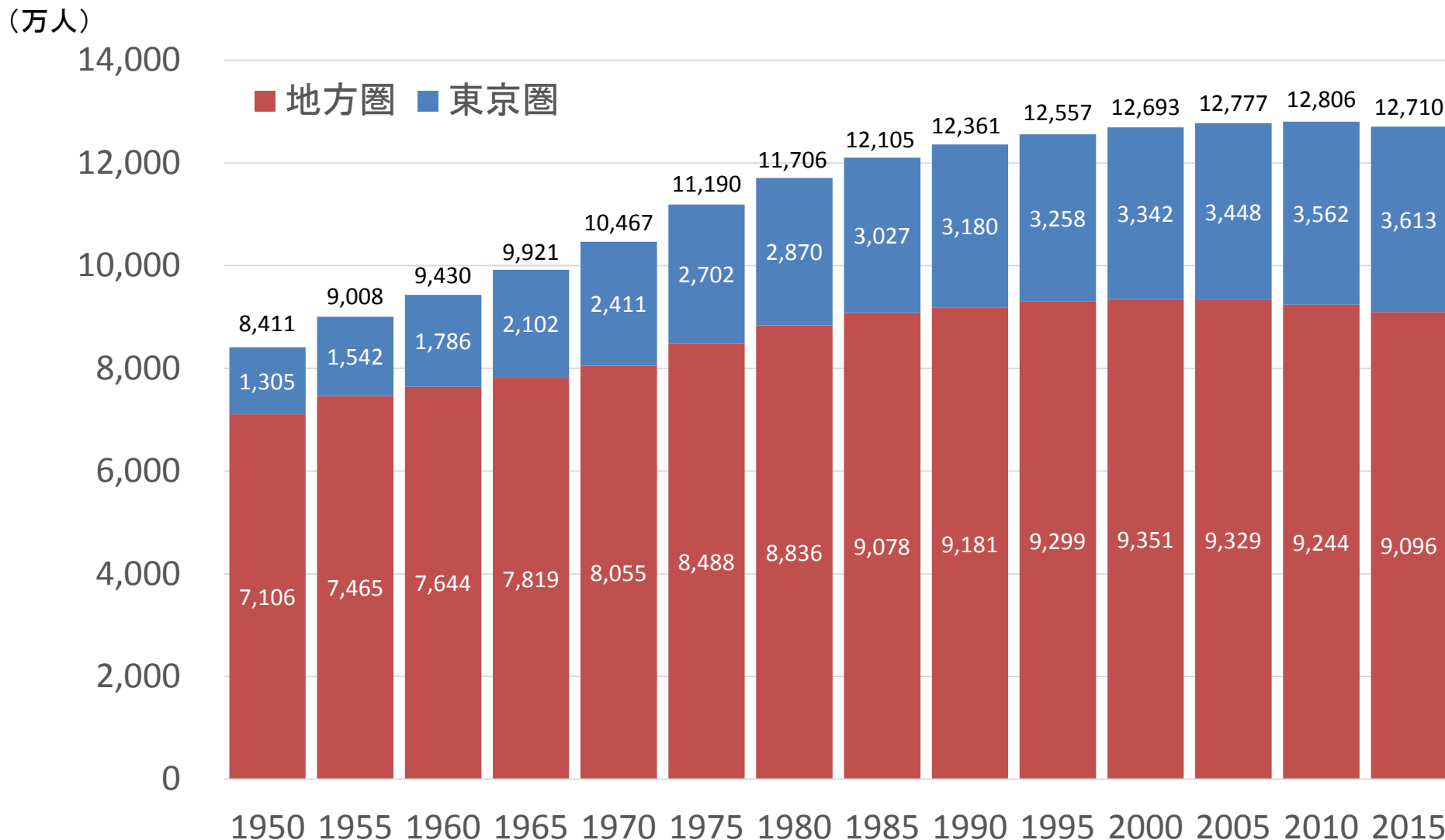
(万人)



我が国の人口推移（地方圏・東京圏）

平成30年2月14日 第1回「わくわく地方生活
実現会議」(内閣官房)資料より抜粋

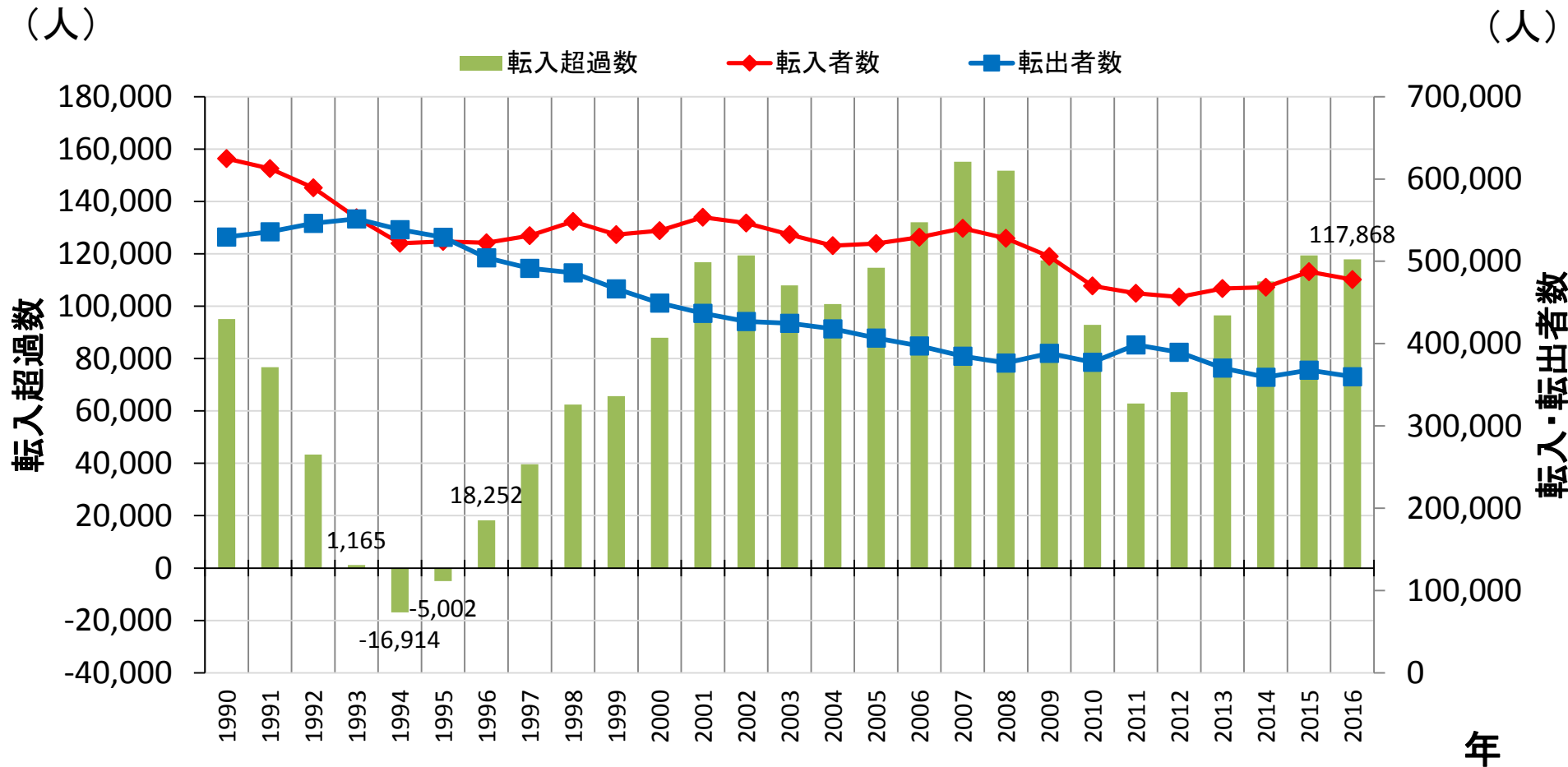
- 日本は、2008年をピークに人口減少時代に入っている。
- 地方圏の人口は2000年以降減少傾向にあるが、東京圏の人口は増加傾向となっている。



1990年以降の転入、転出、転入超過

平成29年10月6日 第1回「まち・ひと・しごと
創生総合戦略のKPI検証チーム」(内閣官房)
資料より抜粋

- 1994 (H6) 年、1995 (H7) 年は、東京圏 (一都三県) から転出超過となったが、以後は一貫して転入超過。
- 近年では、特に、2011 (H23) 年以降、増加傾向となっている。

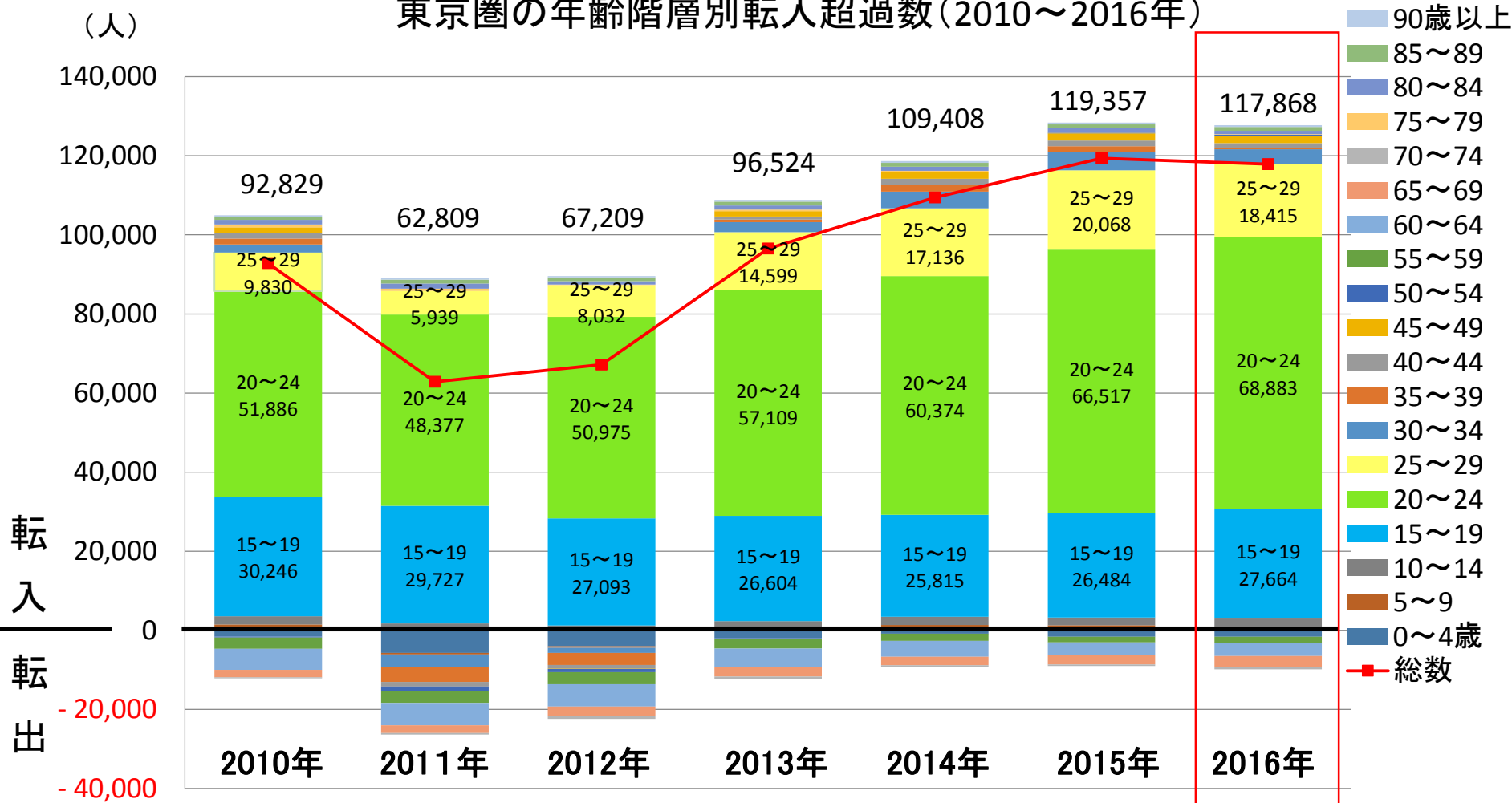


年齢階級別転入超過数

平成29年10月6日 第1回「まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI検証チーム」(内閣官房)資料より抜粋

○ 東京圏への転入超過数の大半は15～19歳、20～24歳が占めており、大学進学時、大卒後就職時の転入が多いと考えられる。

東京圏の年齢階層別転入超過数(2010～2016年)

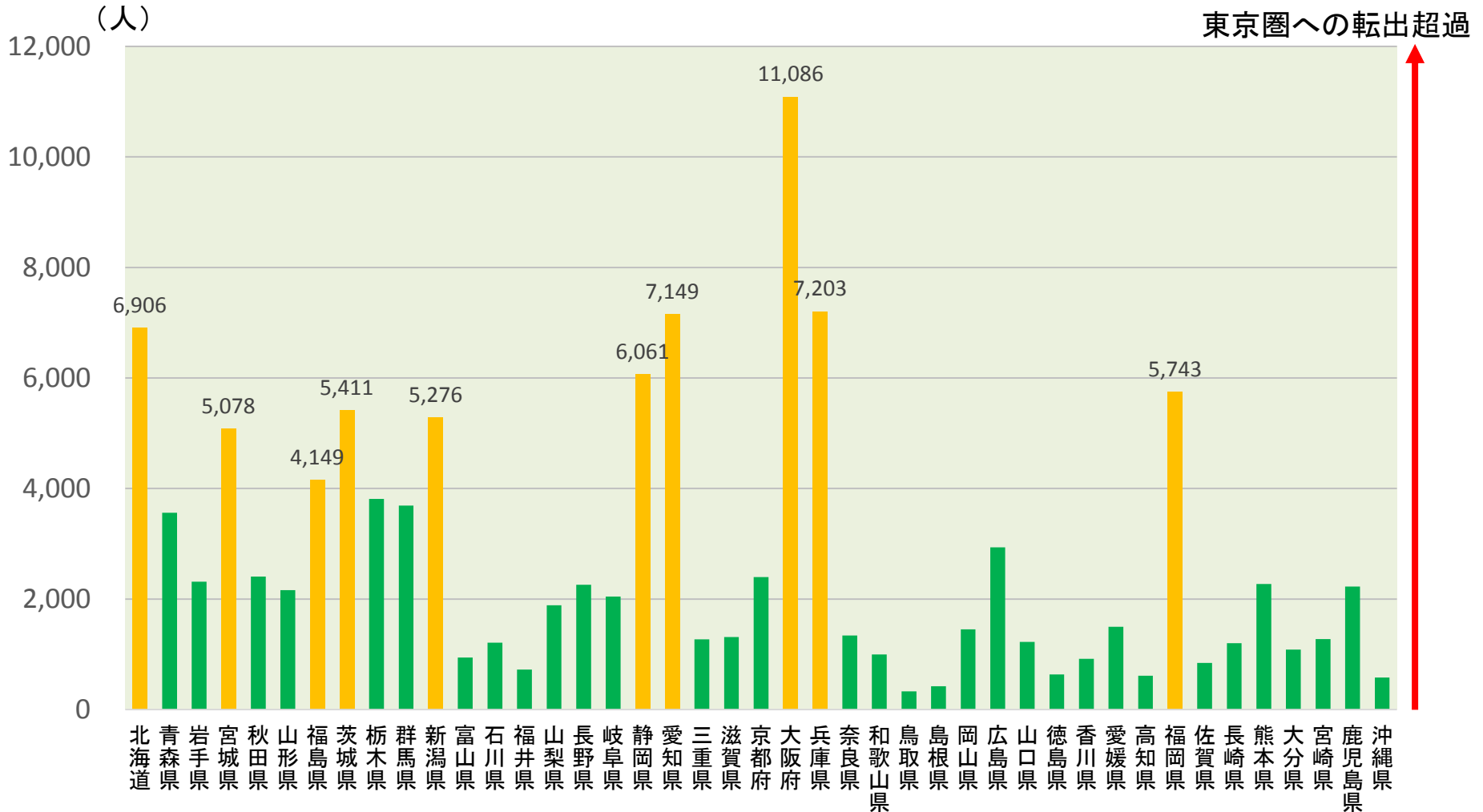


資料出所：総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（2010年—2016年）

道府県別 東京圏への転出超過数 (2016年)

平成29年10月6日 第1回「まち・ひと・しごと
創生総合戦略のKPI検証チーム」(内閣官房)
資料より抜粋

○ 各道府県から東京圏への転出超過数が多い上位10道府県は、大阪府(11,086人)、兵庫県(7,203人)、愛知県(7,149人)、北海道(6,906人)、静岡県(6,061人)、福岡県(5,743人)、茨城県(5,411人)、新潟県(5,276人)、宮城県(5,078人)、福島県(4,149人)の順。

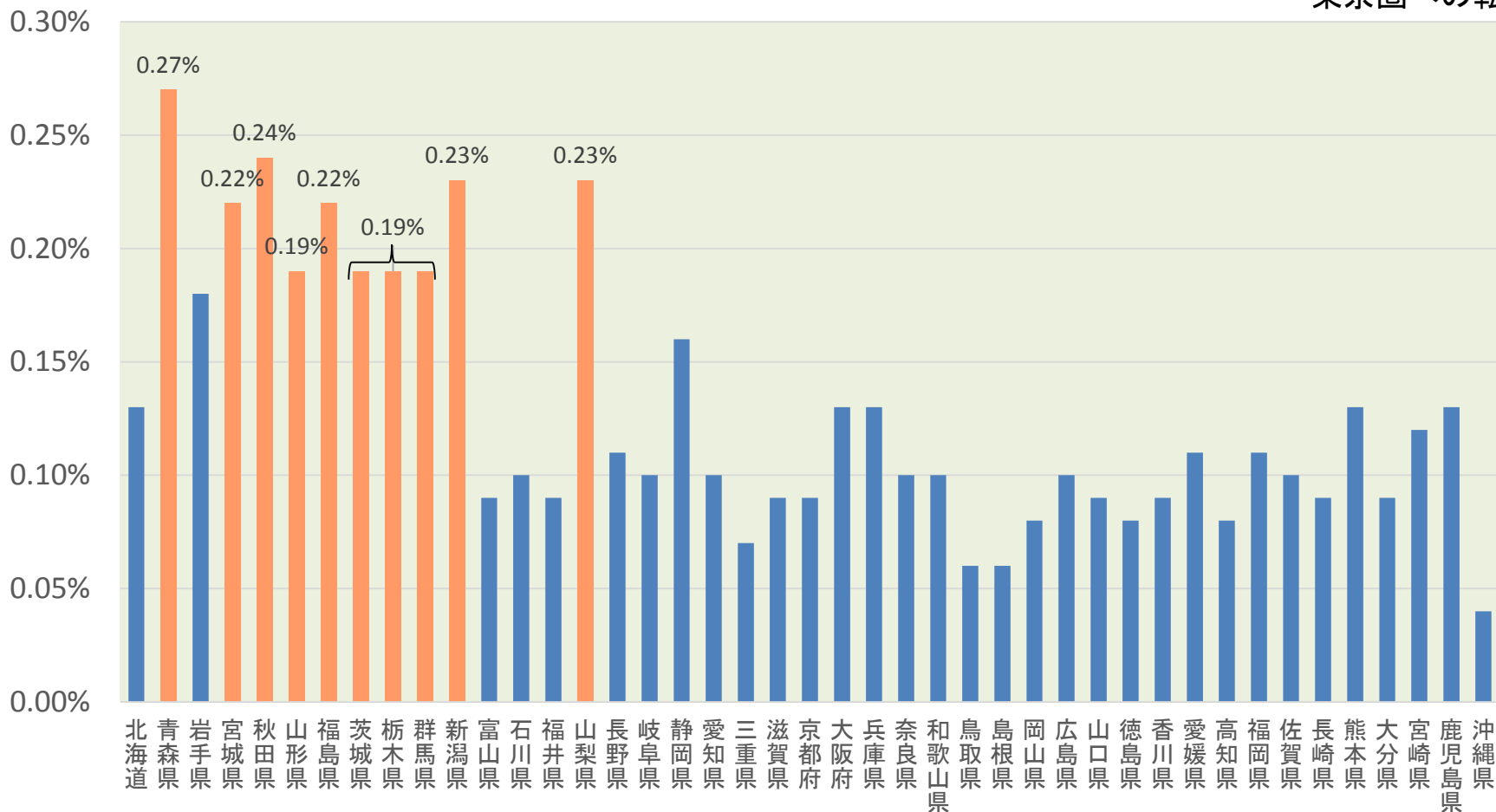


道府県別 東京圏への転出超過の割合（転入超過数/道府県人口）（2016年）

平成29年10月6日 第1回「まち・ひと・しごと
創生総合戦略のKPI検証チーム」（内閣官房）
資料より抜粋

○ 各道府県人口に占める東京圏への転出超過数の割合が多い上位10道府県は、青森県(0.27%)、秋田県(0.24%)、新潟県(0.23%)、山梨県(0.23%)、宮城県(0.22%)、福島県(0.22%)、山形県(0.19%)、茨城県(0.19%)、栃木県(0.19%)、群馬県(0.19%)の順。(その後、岩手県、静岡県、兵庫県、北海道、大阪府と続く。)

東京圏への転出超過



転入超過数：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2016年）

人口数値：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（2016年1月1日現在）

- ◆東京圏は約**12万人**の転入超過 (2017年)
- ◆東京一極集中の傾向が継続 (22年連続転入超過)



- ◆通勤時間の長さ、住宅価格の高さ、保育サービス、高齢者介護サービスにおける待機者など、**生活環境面での多くの問題**が発生。
- ◆出生率が相対的に低い東京圏への人口集中が続いた場合、**より事態が深刻化し、より少ない現役世代(生産年齢人口)で高齢者を支えることになりかねない。**

2015年



高齢者1人を2.28人の
現役世代(生産年齢人口)で支える

2042年



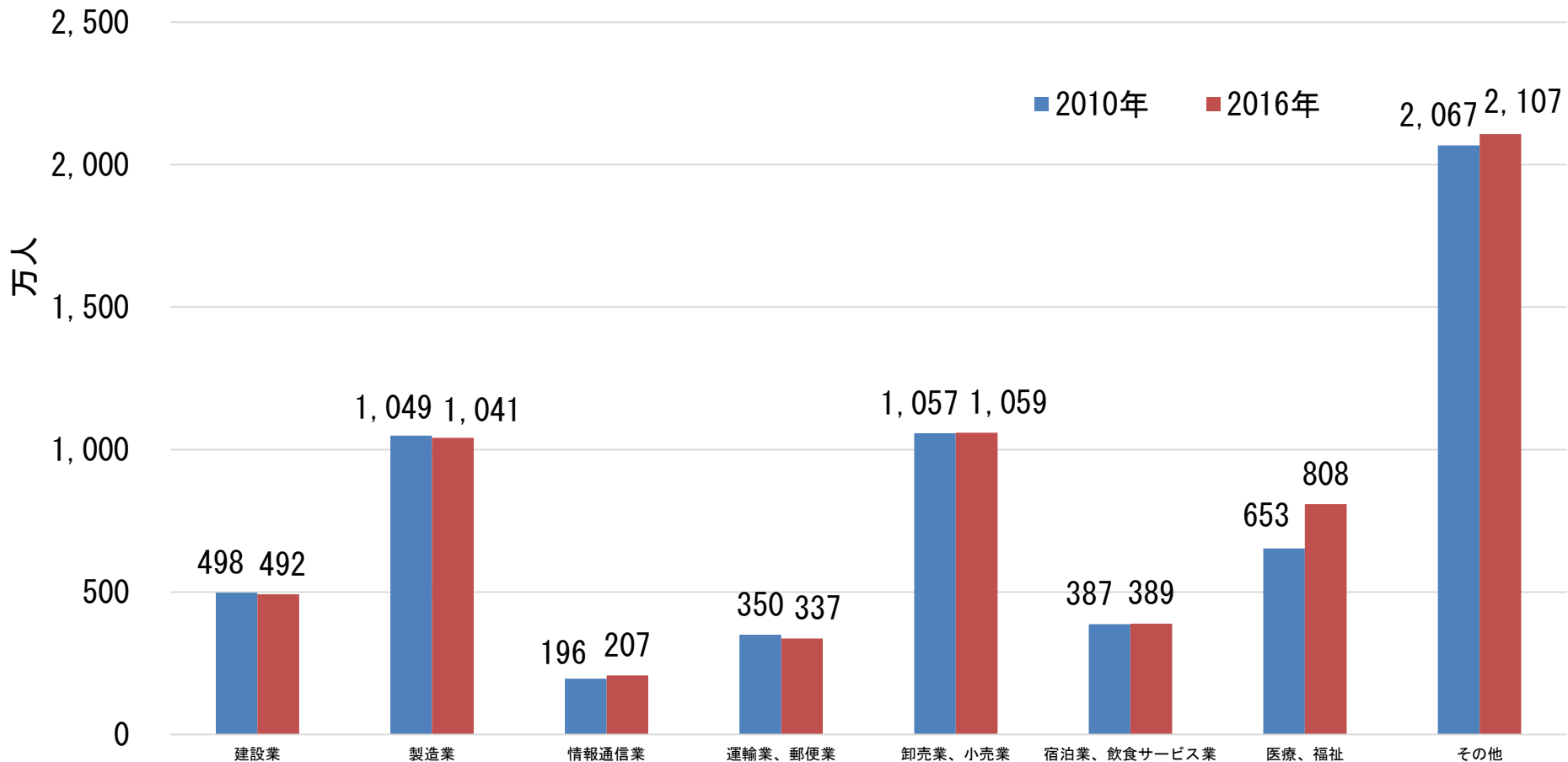
高齢者1人を1.48人の
現役世代(生産年齢人口)で支える

全国の産業別就業者数（2010/2016年）

平成29年10月6日 第1回「まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI検証チーム」(内閣官房)資料より抜粋

- 今日の就業者数について、2010年は6,257万人、2016年は6,440万人で183万人増加している。
- 産業別でみると、「医療、福祉」の増加が目立つ。

全国の就業者数

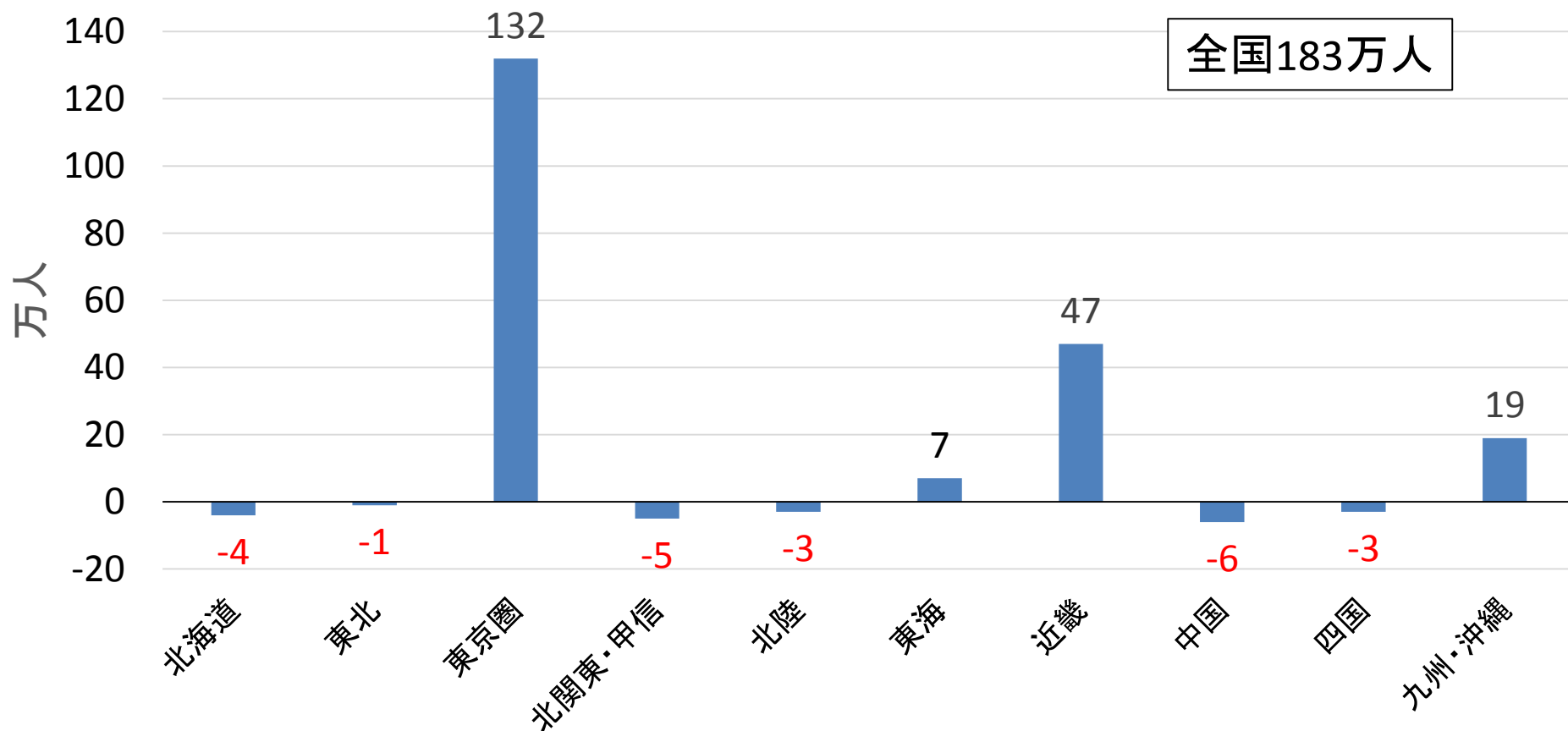


出所：「労働力調査 基本集計」（総務省統計局） 単位：万人
※ 2010年については、2010年国勢調査の確定人口による遡及補正前の数値。
※ 四捨五入によって数値が変動することもあり得る。

地域別就業者数の増減

平成29年10月6日 第1回「まち・ひと・しごと
創生総合戦略のKPI検証チーム」(内閣官房)
資料より抜粋

- 2010年から2016年にかけて、就業者数は全国183万人の増加。
- そのうち東京圏の増加数は132万人であり、大半を占める。



出所：「労働力調査 基本集計」（総務省統計局） 単位：万人

※ 2010年については、2010年国勢調査の確定人口による遡及補正前の数値。

※ 四捨五入によって数値が変動することもあり得る。

北海道地方（北海道）、東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、北関東・甲信地方（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県）

北陸地方（新潟県、富山県、石川県、福井県）、東海地方（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

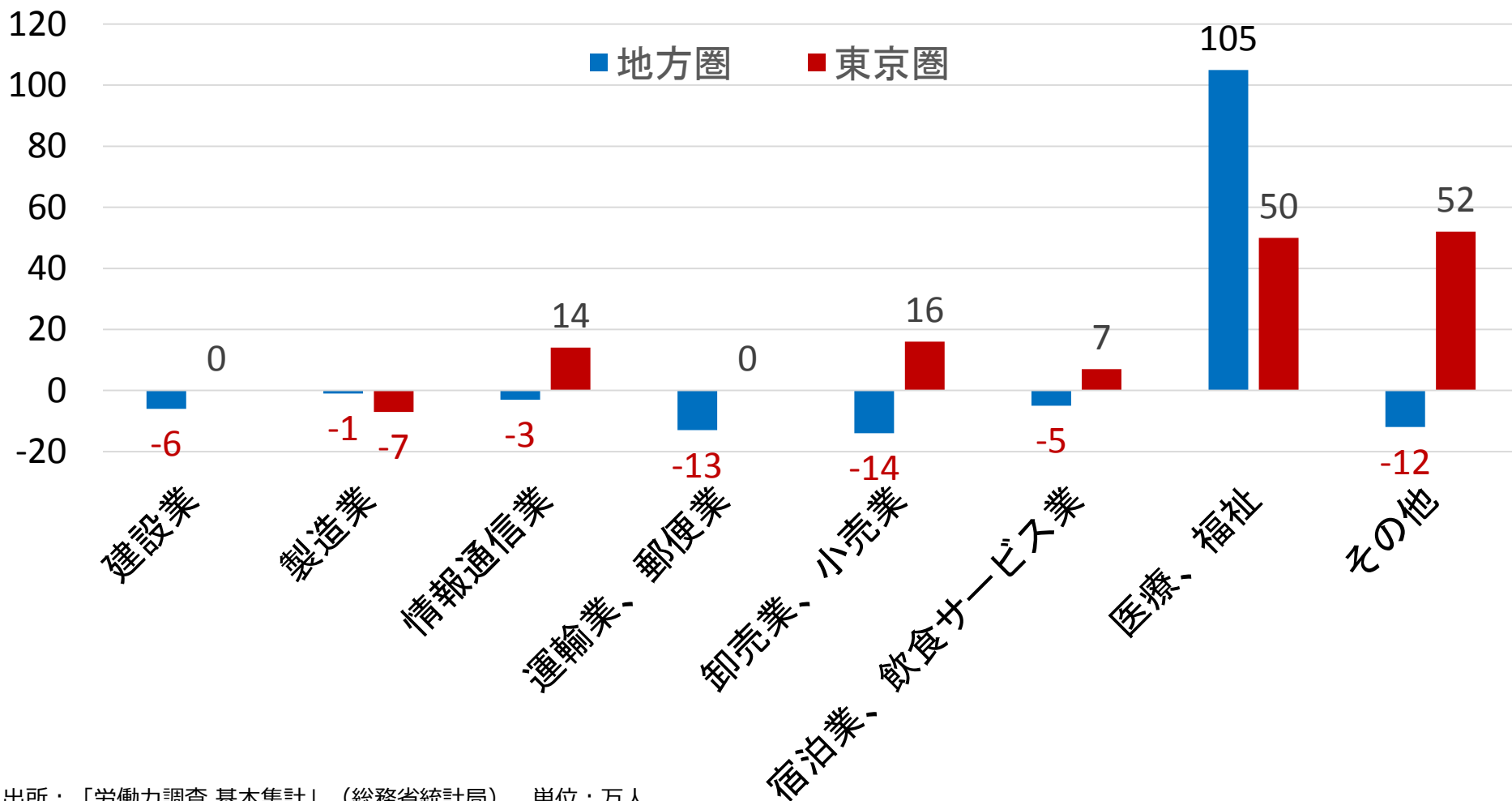
近畿地方（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州・沖縄地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

産業別の就業者数の増減数（2010年→2016年）

平成29年10月6日 第1回「まち・ひと・しごと
創生総合戦略のKPI検証チーム」(内閣官房)
資料より抜粋

○ 2010年から2016年にかけての、就業者数の増加(全国183万人)を産業別にみると、地方圏の増加は「医療、福祉」のみである一方、東京圏では「医療、福祉」に加えて「卸売業、小売業」「情報通信業」等も増加。



出所：「労働力調査 基本集計」（総務省統計局） 単位：万人

※ 2010年については、2010年国勢調査の確定人口による遡及補正前の数値。

※ 四捨五入によって数値が変動することもあり得る。

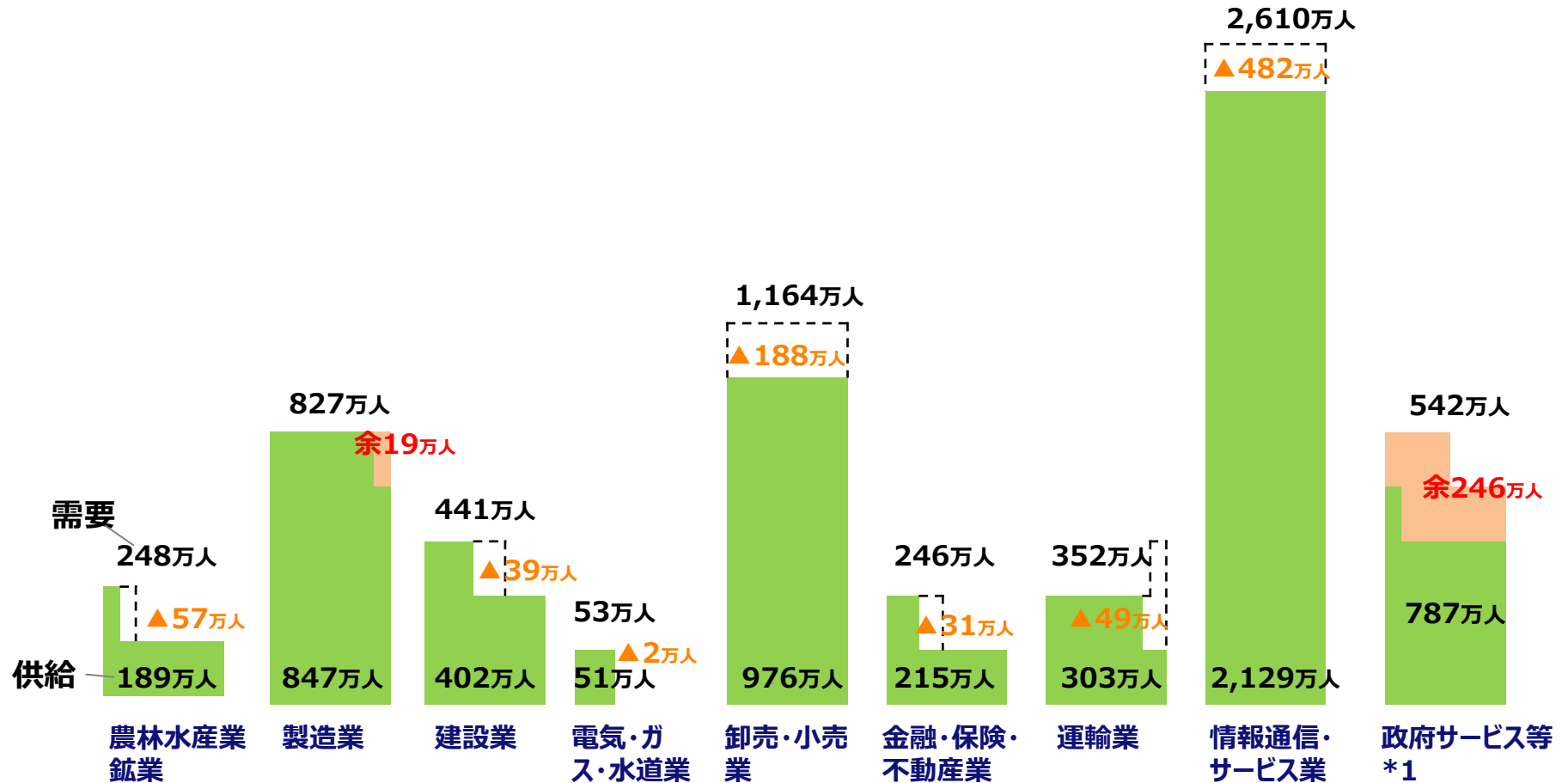
※ 東京圏：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県、地方圏：東京圏以外

推計結果(産業別)

低成長ケース

産業別に見ると、情報通信・サービス業と卸売・小売業の不足が目立つ一方で、製造業や政府サービス等は余剰がある状態。

2025年時点の需給ギャップ(産業別)



*1：公務、教育、公共サービス等

地方法人課税における税源の偏在を是正する
新たな措置に向けた検討について

平成30年7月31日（火）

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井 隆一

IV 税制抜本改革の推進等

2 平成30年度与党税制改正大綱に基づく地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置

全国知事会としては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。

これまでも地方税制においては、地方消費税の創設・充実、三位一体改革による所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲・個人住民税所得割の10%比例税率化や、地方法人特別税・譲与税制度の創設が行われたほか、地方消費税率の引上げに伴う措置として、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化（地方法人特別税についてその規模を2/3に縮減）する偏在是正措置が講じられてきた。

近年の状況を見ると、東京一極集中に歯止めがかからず、人口、大企業などの大都市への集中が継続するなかで、アベノミクスの効果等により地方税収が全体として増加し、再び財政力格差が拡大している。また、消費税・地方消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されれば、都道府県間における財政力格差はさらに拡大すると見込まれる。

こうした状況を背景に、平成30年度与党税制改正大綱（以下「平成30年度大綱」という。）においては、「近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支えあい、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされ、骨太の方針においても、「地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」とされたところである。

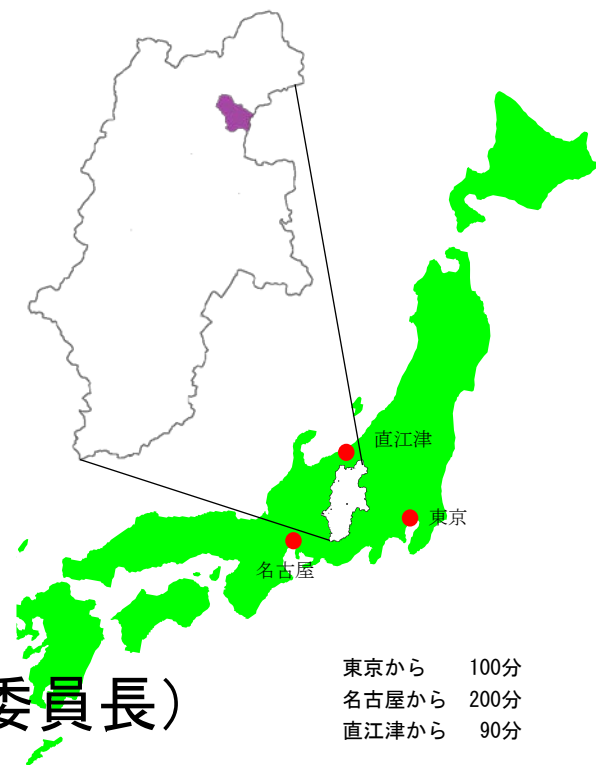
大都市圏の都府県からは、本来、地方税の充実によって対応すべきとの意見もあるが、今後も地方分権改革を進め、さらなる地方税の充実を目指すためには、地方税の充実そのものが財政力格差拡大の要因とならないよう、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築は避けては通れない課題である。税源自体の偏在に歯止めがかからない以上、新たな偏在是正措置を講じない限り、大半の地方団体において、地方税などの財源確保には限界があり、国庫補助金等の国の財政支援に過度に依存せざるを得ない財政構造となるが、地方分権・地方自治を進める観点からも、こうした財政構造は適切ではない。

したがって、都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべきである。その際には、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどの地方法人課税の意義や、都市も地方も各地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であることから、大都市部及び地方部の行財政需要や各地域の活力の維持、向上にも配慮しながら、今後の地方税及び地方法人課税のあるべき全体像を見据えた検討が必要である。

また、そもそも、人口や大企業などの税源そのものが東京などの大都市に集中する我が国の社会構造を抜本的に是正することが根本として重要であり、政府においては、地方法人課税における偏在是正措置の検討にとどまらず、東京一極集中の是正に向けた地方創生の取組みをより強力に加速化させることを強く要請する。

今回の地方法人課税の新たな偏在是正措置により生ずる財源については、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、地方財政計画に必要な歳出を計上するなど実効性のある偏在是正措置となるようにすべきである。

第2回地方法人課税に関する検討会
全国市長会ヒアリング説明資料
平成30年7月31日



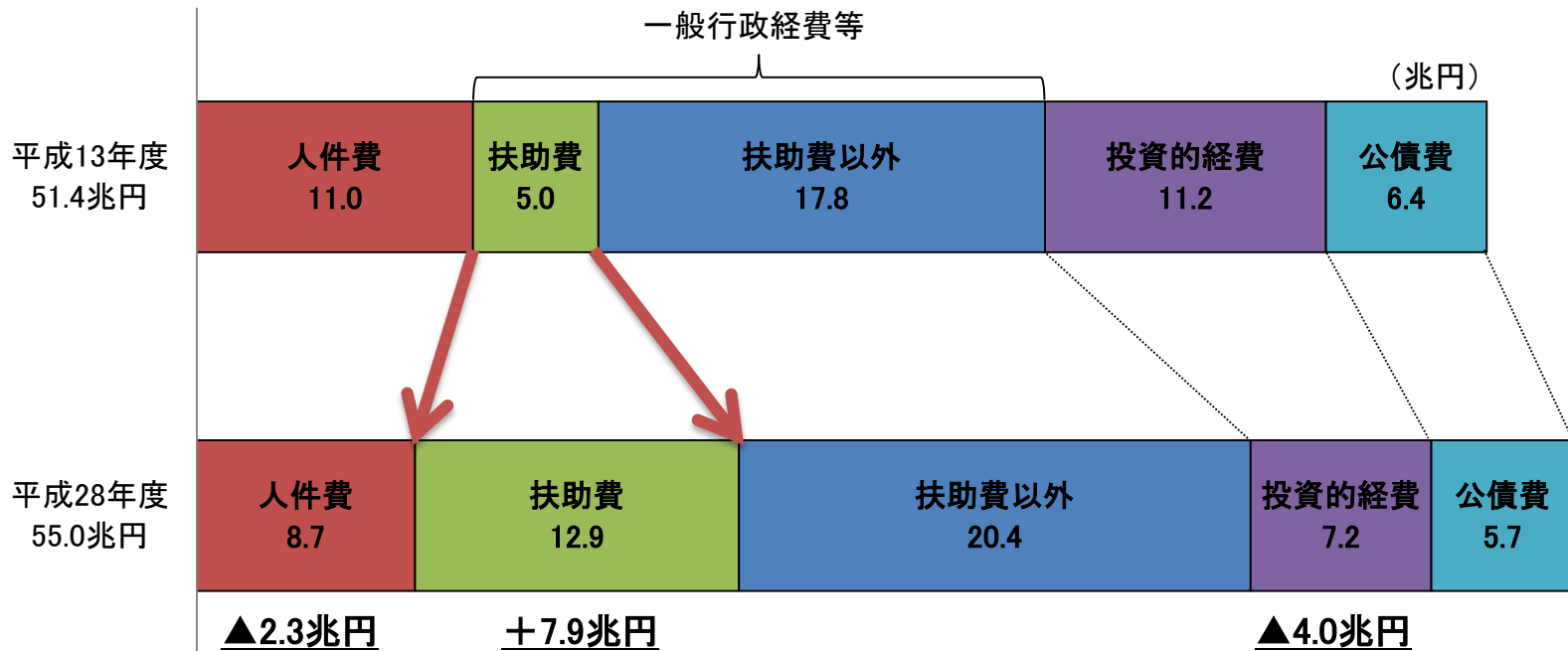
長野県須坂市長 三木 正夫

(全国市長会 都市税制調査委員会副委員長)

市町村決算(性質別)における扶助費の状況

市町村は、扶助費が増加する中で、人件費や投資的経費を削減。

市町村の歳出決算額の推移



※扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者等に援助するために要する経費

※平成28年度については、東日本大震災分を除いている。

須坂市の概要

【人口】

50,725人

【高齢化率(高齢人口割合)】

30.3% (全国平均:26.3%)

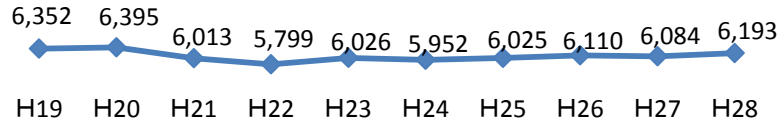
【財政力指数】

0.55 (H28)

【図1】

市税収の推移

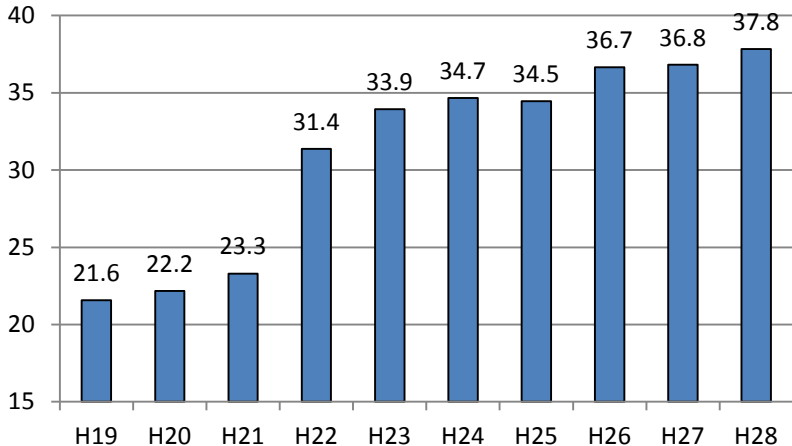
(百万円)



【図2】

扶助費の推移

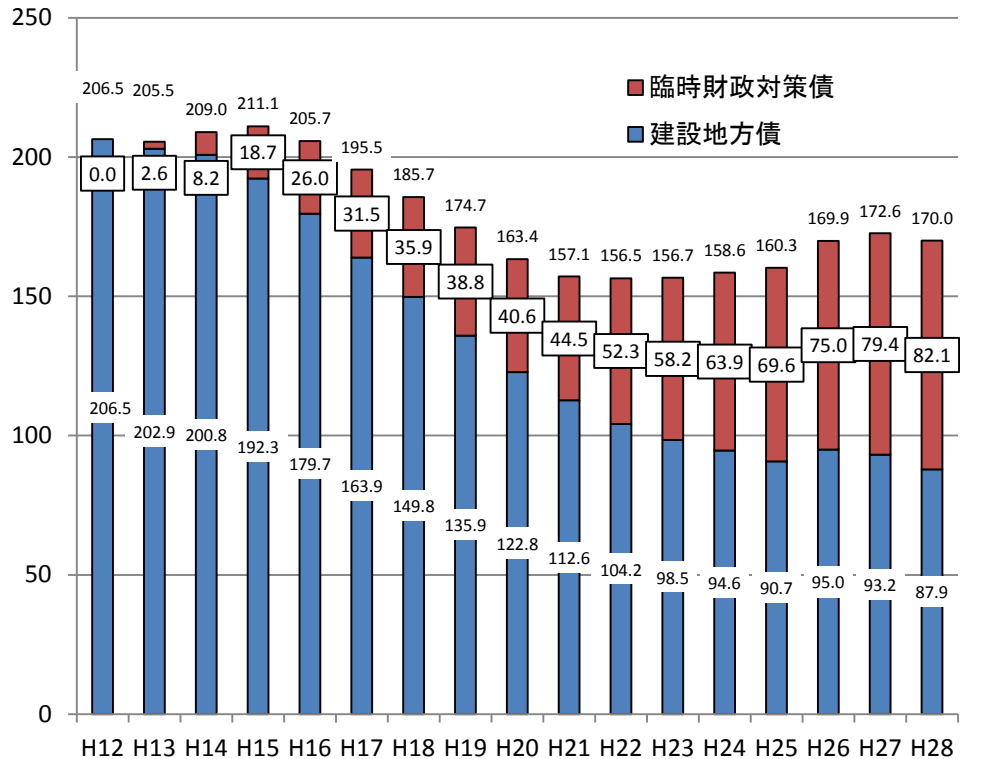
(億円)



【図3】

地方債残高の推移

(億)



全国市長会の提言 等

「都市税源の充実強化等に関する重点提言」(平成30年6月6日)

2. 地方税の充実強化(抜粋)

都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会報告書」(平成30年5月)抜粋

2 都市税財政のあり方

(1) 基本的な方向性

今後、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるようにするためには、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、国地方を通じて所得課税と消費課税を中心とする基幹税の充実強化を図り、一般財源を充実強化していくことが必要である。

全国町村会ヒアリング説明資料

1. 町の概要
2. 予算の推移
3. 財政状況（歳入）の推移
4. 全国町村会要望



万灯呂山山頂からの眺望（京都府景観資産）

全国町村会 政務調査会財政委員会委員長
京都府町村会長・京都府井手町長

汐見明男

1. 町の概要

- 昭和33(1958)年4月1日、京都府南部に新・井手町が誕生
一旧・井手町と多賀村が合体
- 人口：7,575人（H30.4.1時点）、高齢化率：32.95%
- 面積：18.04km²（うち山林約6割）

H27国勢調査人口（人）	7,910	町道延長(KM) (H28年度決算)	144.33
H22国勢調査人口（人）	8,447	1級町道	5.55
増減率（%）	▲ 6.4	2級町道	11.97
平成30年度予算（百万円） （公営企業会計除き）	7,480	その他町道	126.81
一般会計	4,780	公共教育施設	
特別会計	2,700	保育施設(公立)	3園
財政力指数（H29年度）	0.36	小学校	2校
標準財政規模（百万円） （H29年度）	2,406	中学校	1校

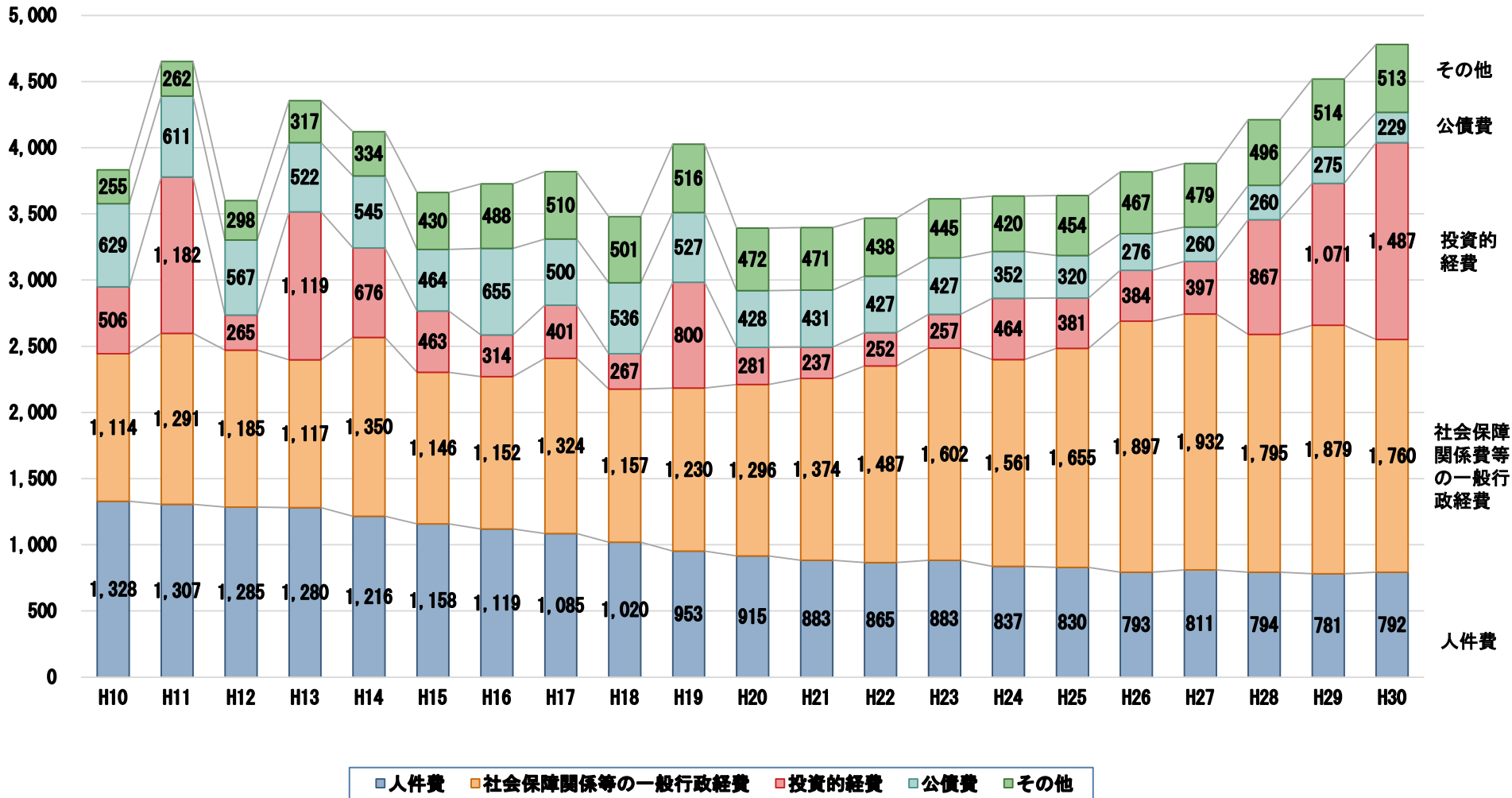


2. 予算の推移

(百万円)

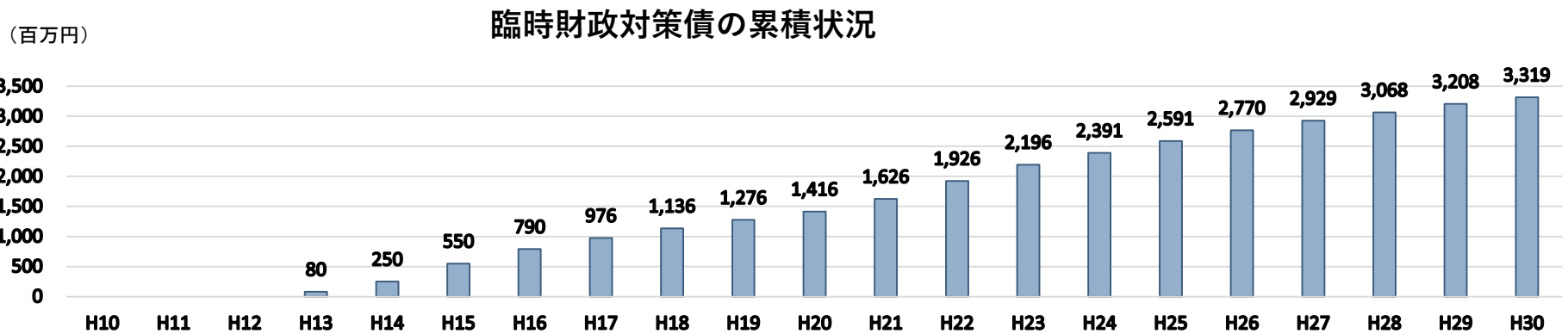
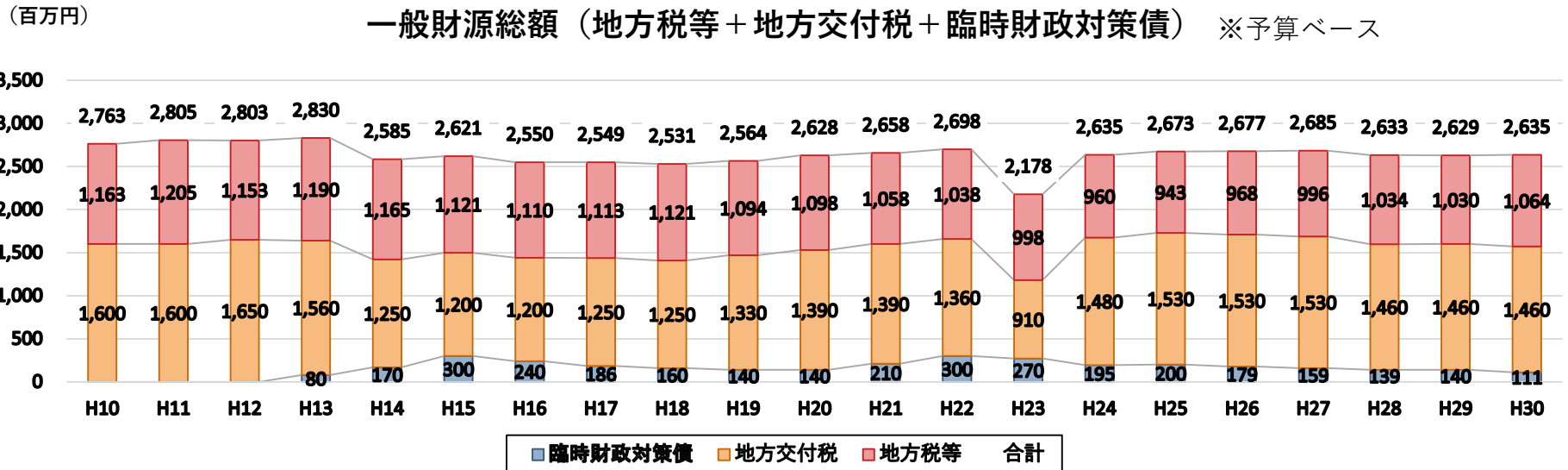
	H10	H30	増減
一般会計予算額	3,833	4,780	947 (24.7%増)
人件費	1,328	792	▲ 536 (40.4%減)
公債費	629	229	▲ 400 (63.6%減)

(百万円)



3. 財政状況（歳入）の推移

- 井手町の臨時財政対策債の累積額は標準財政規模を上回る状況。
- 臨時財政対策債の縮減・廃止と地方交付税法定率の引き上げによる確保。
- 地方税における偏在是正措置と地方交付税の財源調整機能による格差是正が必要。



4. 全国町村会要望

「平成31年度政府予算編成及び施策に関する要望」(抄)

(平成30年7月5日 全国町村会)

4. 町村財政基盤の確立(抄)

- ・ 平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げについては、 幼児教育の無償化を始め、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため、確実にを行うこと。
- ・ 地方法人課税における偏在是正のための新たな措置を検討するに当たっては、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され、法人事業税に復元されること等を踏まえるとともに、 町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すること。